

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成28年9月8日(木) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 22名
- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 藤田尚美君 |
| 2番 | 秋山泉君 |
| 3番 | 尾野政子君 |
| 4番 | 伊藤裕一君 |
| 5番 | 長田麻美君 |
| 6番 | 山本伸子君 |
| 7番 | 杉森弘之君 |
| 8番 | 須藤京子君 |
| 9番 | 黒木のぶ子君 |
| 10番 | 甲斐徳之助君 |
| 11番 | 池辺己実夫君 |
| 12番 | 守屋常雄君 |
| 13番 | 市川圭一君 |
| 14番 | 小松崎伸君 |
| 15番 | 石原幸雄君 |
| 16番 | 遠藤憲子君 |
| 17番 | 鈴木かずみ君 |
| 18番 | 利根川英雄君 |
| 19番 | 山越守君 |
| 20番 | 板倉香君 |
| 21番 | 柳井哲也君 |
| 22番 | 中根利兵衛君 |
1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	土 井 清 君
農業委員会 事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総務部次長	小 林 和 夫 君
市民部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長	梶 由紀夫 君
経済部次長	小 川 茂 生 君
建設部次長	岡 野 稔 君
建設部次長	藤 田 聡 君
建設部次長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	中根	敏美君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
書記	飯村	彰君

平成28年第3回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成28年9月8日(木) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長(市川圭一君) おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長(市川圭一君) 初めに、1番藤田尚美君。

[1番藤田尚美君登壇]

○1番(藤田尚美君) 皆様、おはようございます。公明党の藤田尚美です。

通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、骨髄バンクドナー支援制度について伺います。

骨髄バンクを支援する茨城の会の資料によりますと、毎年新たに6,000人以上の方が白血病などの血液疾患を発症しております。白血病は、自分で血液をつくることができない不治の病とされてきましたが、正常な造血能力を持つ骨髄を入れかえることで健康を取り戻すことができるようになります。骨髄移植が治療の切り札となっております。その骨髄の型を合わせるマッチングが必要であり、そのマッチングの確率は数百分の一から数万分の一と言われており、その膨大な数のマッチング作業をするのが骨髄バンクであります。

日本骨髄バンクは、事業開始から満25年を迎えました。ドナー登録者現在数は45万人を超えております。そこで、牛久市の登録人数を伺います。

○議長(市川圭一君) 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長(藤田幸男君) 骨髄バンクドナーの登録状況についてお答えいたします。

骨髄バンク事業は、日本骨髄バンクが主体となり、日本赤十字社、行政等の協力により、白血病や再生不良性貧血等の難治性血液疾患に対する有効な治療法である骨髄移植を実施するため、骨髄移植登録者を募り、適合する治療患者があらわれたときに骨髄の提供をしていただく事業となっております。

平成27年7月現在のデータでは、牛久市民の登録者数は282名となっております。以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、これまでの骨髄バンク登録に対する周知の取り組み状況についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 当市における骨髄バンク登録に関する周知の取り組みにつきましては、骨髄移植推進財団、厚生労働省で作成しております「骨髄バンクにご登録ください」というパンフレットを保健センター窓口を設置し、配布しております。

また、茨城県が主体となり、県内30カ所の献血会場において、ボランティアによる骨髄バンク登録推進のための献血併行型登録会を継続的に実施しており、今年度は平成29年1月30日実施の牛久市の献血会場にてこのイベントを行う予定となっております。今後、この登録会に向けた広報周知を実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、骨髄移植ドナー助成金であります。

先ほども登録人数に触れましたが、茨城県の2014年度のドナー登録者が、登録制度開始以来初めて減少に転じたことがわかりました。新規登録者の減少に加え、登録年齢の上限となる54歳を超え、登録抹消となる人がふえているのが主要な原因であります。

骨髄バンクでドナー登録ができるのは、18歳から54歳までの健康な方で、茨城県の2014年度の登録者数は8,190人で、前年比16人減少で、人口1,000人当たりの登録者数は5.97人、全国第30位とかなり低くなっております。近年は新規登録者も減少傾向で、登録抹消者は高齢化が影響し徐々に増加しております。14年度は新規登録者が337人だったのに対して、抹消者は353人に上り、初めて逆転現象が起きました。

ドナーが骨髄液を提供する際、採取や健康診断のため10日程度の入院と通院が必要です。そのため、休暇制度を導入する企業や自治体は少なく、仕事を休めば収入が減ると、提供をためらうケースがあります。このような状況を踏まえ、骨髄提供者を対象に、通院、入院にかかった日数について1日当たり2万円を支給する助成制度を始める自治体がふえてきました。このほど、茨城県も支援に取り組む自治体に対して骨髄ドナー助成費補助事業としてスタートがされました。

牛久市におけるドナー候補者が骨髄提供しやすい社会環境を図る骨髄バンクドナー支援助成制度についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 支援助成制度の取り組みについてお答えいたします。

骨髄ドナーは、適合患者があらわれると、移植の約1カ月前に健康診断を行い、その後2回程度の通院、骨髄採取等のため3泊4日程度の入院が必要となります。移植のために約7日間
は費やすこととなります。

適合患者がいるにもかかわらず、骨髄ドナーが実際の移植に至らなかった理由には、平成25年度の全国データでは「ドナーの健康上の理由」が33.9%、「ドナーの仕事等の都合」が31.1%となっており、移植に至らなかった理由としては、骨髄ドナーの入院期間中の収入面の問題があることから、茨城県では市町村が骨髄ドナー助成制度を導入した場合、県が補助金の一部を負担する「骨髄ドナー助成費補助事業」を本年4月から開始いたしました。

現在、県内5市町において、「骨髄移植ドナー助成制度補助事業」を行っております。当市におきましても、茨城県の補助事業を活用した助成制度の導入について、前向きに検討してまいります。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 牛久市も、ぜひ前向きによりしくお願いいたします。

次に、脳脊髄液減少症について伺います。

脳脊髄液減少症とは、交通事故やスポーツ外傷など、体や頭への強い衝撃、脱水、出産時のいきみなど、何らかの原因で脳脊髄液が減少して、頭痛やさまざまな全身症状があらわれる疾患であります。特有の症状に起立性頭痛があります。起立性頭痛は起立すると髄液の減少のために脳が下垂して頭蓋底部の硬膜に異常な圧が加わり、激しい頭痛が生じます。この頭痛は横になると軽減するという特徴があります。治療法として髄液の漏れを防ぐ効果的なブラッドパッチ療法があります。ブラッドパッチは、血液が凝固する性質を利用して、自分の血液を注射器で注入し、自然に漏れている部分をふさぎます。患者さん本人から無菌的に採取した静脈の血を注射器にとり、硬膜外腔の髄液が漏れている周辺に血液を注入する治療法であります。このブラッドパッチ療法は、保険外診療で入院費含めて30万円程度かかっていた治療費が、2016年度診療報酬改定案にこのブラッドパッチ療法の保険適用により10万円前後になると見込まれております。この脳脊髄液減少症という病名は、まだ認知度が低く、そこで症状の理解と治療の保険適用について市のホームページや広報紙等、周知が必要と考えますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 脳脊髄液減少症についてお答えいたします。

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等により髄液が漏れることにより、頭痛、吐き気、しびれなど、さまざまな症状を引き起こす病気となっております。

国は平成19年に研究班を発足し、平成23年に診断基準を作成しております。治療法といましては、患者自身の血液を注入して髄液の漏れを防ぐ「ブラッドパッチ療法」となっておりまして、平成20年に先進医療として承認され、安全性と有効性が認められたとして平成28年4月には保険適用となっております。

茨城県では、脳脊髄液減少症の診療が可能な医療機関について調査を行い、診療及びブラッドパッチ療法を実施している医療機関一覧を公表しております。

脳脊髄液減少症についての症状や治療については、専門的な所見が必要なため、市独自で作成することは困難であることから、牛久市のホームページに県情報等のリンクを張るなど、周知方法について検討してまいります。以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、学校現場の周知方法についてであります。

脳脊髄液減少症患者支援の会子ども支援チーム代表鈴木裕子さんにお会いし、お話の中に、中学校に入学したばかりの娘さんが突然頭痛や吐き気といった症状に襲われたそうです。いつもの病院へ行きましたが、ことごとく異常なしの診断でした。原因不明の状態から5年も続き、「学校に行きたくないだけで、要するに不登校ではないか」「親の育て方が悪い」などと言われたそうです。娘さんは当時、吹奏楽部で金管楽器を演奏していたのですが、後でわかったことですが、楽器を強く吹くことで脊髄を囲む膜に穴があき、髄液が漏れ出すことがあるそうです。これは日常生活の中で誰にでも起こり得る病気と言えます。学校現場で該当すると思われる児童がいる場合、現場の先生や養護教諭の理解が大変に重要となります。

私は、平成23年第4回定例会の折、「子どもの脳脊髄液減少症」のこの冊子配布と周知について一般質問をいたしました。その後、教職員、養護教諭の認識、理解についてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 議員の御質問にお答えいたします。

学校におきましては、平成19年6月に文部科学省からの脳脊髄液減少症の理解と適正な対応についての事務連絡に基づきまして、市内の各学校へ周知をし、さらに藤田議員より議会一般質問で紹介がございました、ただいまの「子どもの脳脊髄液減少症」の小冊子を平成24年度末に各学校に配布をさせていただきました。

また、取手市にて開催されました研修会、これには3名の養護教諭が参加をしまして、理解を深めております。さらに、茨城県立医療大学で行われました地域貢献研究シンポジウムを初めとする各所で開催される脳障がい等に関する研修等に参加をし、市内13校の養護教諭で組織をする部会におきまして研修資料をもとに情報共有をし、児童生徒の健康管理に努めており

ます。以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 保護者、生徒への周知が大切であると思いますが、保健だより等で学校現場においても病気への理解、保険適用のお知らせをする必要があると考えますが、お伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 今後におきましては、養護教諭からの教職員に対するこの脳脊髄液減少症のさらなる理解を図るとともに、保護者の皆様に対しまして、藤田議員御指摘のように、保健だより等を通じて、十分な周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） それでは、周知のほうよろしくお願いたします。

次に、子育て支援についてであります。

在宅子育て支援事業とは、在宅で子育てをしている家庭を支援する事業であり、事業といたしまして、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業があります。

仕事と子育ての両立支援として、保育園の整備や保育サービスを充実させることはもちろん重要であります。ですが、在宅で子育てをしている家庭も含めた、全ての子育て家庭が対象となるよう、子供の成長に応じたさまざまな支援策が必要と考えます。

そこで、在宅子育ての月齢がゼロ歳児から2歳児が一番多いとわかり、2011年にそのゼロ歳児から2歳児の子供を持つ保護者を対象に、平日の外出状況について聞いたアンケートで、週のうち平日5日子供と全く出かけないと答えた方が全体で5.2%にも上ったそうです。これは、年々増加しており、こういう育児のことをひきこもり育児と言われるそうです。

このひきこもり育児はどのような影響を子供に与えるかといいますと、社会性が養われない、骨が強くない、体が強くない、心の豊かさが育たない、でした。ママと2人きりで過ごすということは、かけがえのない時間でもあります、時には他者と交流を結び、育児の視野を広げることも大切であり、また、ママ自身、いつも頑張って育児をしているので、少し外の空気を味わって、新たな気持ちで我が子を見ると、新しい発見に出会えると思います。

そんなとき、在宅子育て支援事業の中の一時預かりはとても大きな存在であります。一時預かりは、各保育園はもちろんのこと、すすく広場、のびのび広場もやっていますが、今回はすすく広場、のびのび広場の一時預かりの状況について伺います。

そこでまず、牛久市のゼロ歳児から2歳児の在宅子育ての状況を伺います。そして、のびの

び広場、すくすく広場、一時預かりの利用状況についてもお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 牛久市におけるゼロ歳から2歳児の在宅子育ての状況と子育て広場の一時預かりの利用状況についてお答えいたします。

牛久市において、就学前のお子さんを保育園等に預けず、在宅で保育している方の割合は、ゼロ歳児では約9割、1歳児と2歳児では約6割となっており、3歳までは家庭で保育したいと希望している方は多い傾向にあります。

このような現状から、主に3歳までの在宅の子育て支援の充実はとても重要であり、子育て広場の多様な役割が重要になってきております。

現在、子育て広場は親子の交流だけでなく、専門相談、教育的な講習の実施、子育て支援に関する情報提供、さまざまな子育てサービスにつなげる利用者支援事業、ファミリーサポート事業との連携、一時預かりなどの事業を行い、親子に寄り添いながら保護者の不安感、孤立感の緩和も目的として実施しております。

子育て広場は、常設広場3カ所、出張広場3カ所、合計6カ所で運営しており、歩いて通える地域の子育て支援の拠点として多くの市民に親しまれており、昨年度の実績としては、延べ1万4,448人の利用がありました。

子育て広場には、保育士や幼稚園教諭の資格を有する非常勤特別職の子育てアドバイザーを配置し、いつでも気楽に相談できる雰囲気づくりに努め、また、市の保健師、栄養士、歯科衛生士などの専門相談日も設け、さまざまな子育て中の心配事にも対応できるように体制を整えております。

また、保健センターの3～4カ月児健診や、各種相談事業においても、子育て広場の周知を行っているため、母子保健事業との連携も定着し、切れ目のない子育て支援の拠点として、子育て広場は重要な位置づけとなっております。

御質問の一時預かりについては、本年4月ににこにこ広場を開設したため、現在は常設広場3カ所で実施しております。

一時預かりは、常設広場の開設日の午前10時から午後1時までの3時間、1時間当たり600円で1歳から就学前までのお子さんを予約制でお預かりしております。昨年度の利用実績としては、すくすく広場で30件、のびのび広場で2件の利用がありました。

一時預かりの利用者は、ほとんどの方が日ごろから親子で広場をよく利用されているので、利用者は安心して預け、子育てアドバイザーも安心して預かることができます。

一時預かりの理由には、特に決まりはありませんが、現状としては、ハローワークなどの就職活動や、急な仕事、通院のために利用する方がほとんどとなっております。以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、リフレッシュ保育無料クーポン券の配布について伺います。

すくすく広場、のびのび広場の一時預かりの利用状況を踏まえ、利用したくても費用と時間がネックで預けられないママたちも多い状況にあります。

在宅子育て家庭のうち、特に手のかかる1歳児及び2歳児を抱える保護者のリフレッシュを目的として、保育の要件を必要としないリフレッシュ保育無料クーポン券を配布して、元気に子育てができる環境をつくっていくことが児童虐待の防止にもつながるのではないかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） リフレッシュ保育無料クーポン券についてお答えいたします。

保育園などを利用せず、在宅で子育てをされている方に、最も配慮し、支援していくべきことは、保護者の孤立化を避けることと言われております。

現在、複雑な社会の中で、さまざまな問題を抱えている家庭が多くなっております。また、インターネットなどの普及により、保護者は情報が容易に得られるため、周囲とほとんどかわらず過ごし、いつの間にか孤立化していたという事例は、もはや全国的な傾向となっております。

このような環境の中、志木市のリフレッシュ保育無料クーポン券は、育児に最も手がかかる1歳及び2歳児を持つ保護者が、無料でお子さんを希望する保育園に預け、丸1日リフレッシュできるため、児童虐待の予防策としても有効な制度の一つになると思われま

す。さきの御質問にありました市の子育て広場の一時預かりにおいても、親子の緊張した様子を見て、子育てアドバイザーが広場の一時預かりを利用してはと案内する場合があります。

しかし、ほとんどの保護者は、広場に居合わせた保護者や子育てアドバイザーと会話するうちに緊張がほぐれていくため、広場で保護者も成長し、保護者もお子さんも友達をつくりながら就学前まで利用を続けております。

ひきこもり育児を発生させないためには、妊娠期からお子さんの年齢に応じてさまざまな子育て支援サービスに切れ目なくつなげ、在宅の子育て支援サービスを組み合わせ、継続して利用していただくことが重要と考えております。

今後も子育て支援の情報提供や、保健センターとの連携を中心に、子育て広場の案内を行ってまいります。一時預かりについては、現行の3時間から保育園と同様の8時間に拡大する場合、施設の整備や職員体制などの課題が生じるため、さまざまな検討が必要になります。

また、利用料については、現在、1時間当たり600円の有料となっておりますが、利用状

況や利用者のニーズを把握しながら、随時検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） これからも、切れ目のない支援の充実をよろしくお願いいたします。

次に、子供のSOSを見逃さない体制づくりについてであります。

前回の私の6月議会の一般質問において、子供たちに命の大切さを教育すべきだと、自殺予防教育の導入について質問いたしました。これは、子供たちに向けての教育でした。

今回は教師がいかにか子供たちの変化に気づき、また、支援していくのか、体制づくりの観点より質問いたします。

夏季休業が終わり、子供たちにとって希望あふれる新しいスタートであってほしいと私は思います。その思いとは反対に、1年で最も長い夏休みを過ごす中で、学校生活を再開することへの心身の準備が間に合わず、その大きなストレスによって日ごろから抱いていた悩みが増幅され、自分を追い込んでしまい、そして夏休み明け前後に各地で相次ぐ自殺と思われる子供の悲報を多く聞き、胸が痛みます。内閣府が公表した自殺対策白書の9月1日は子供の自殺が最も多いとの調査結果が高いとあります。自殺対策白書の分析によると、家族からのしつけ、親子関係の不和など、家庭生活が原因になることが多いと。また、いじめや成績不振など、学校生活に関する悩みも大きいとあります。生活環境の大きな変化に伴い、児童生徒がプレッシャーを感じたり、精神的動揺が生じるのでは、とも分析されております。

まず、この時期は、危機に直面している子供がいることを認識すべきであります。子供たちの変化に周囲が気づかないうちに、みずから命を絶つ場合があります。しかし、そのような事態になる前に、悩み、苦しみ、救いを求める叫びを上げていると思います。一日の半分以上は学校生活で、教育現場では子供のシグナルをより敏感に受けとめていかなくてはなりません。

ソーシャルメディアによるいじめの陰湿化、虐待や貧困など、子供たちを取り巻く環境は時代とともに変わってきております。そのような時代だからこそ、対話が大切であります。夏季休業は教師にとってもふだんなかなかかわれない児童生徒への家庭訪問をして、対話ができるチャンスであると思います。

そこで、不登校等の児童生徒に対する夏季休業中の支援や夏季休業明けに変化したと思われる児童生徒への対応について伺います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 夏休み明けに児童生徒の自殺が急増したり、不登校や非行が目立つようになってきたりする傾向があるとされています。そこで、牛久市でも7月19日付で夏休み中及び夏休み明けの児童生徒への支援を積極的に行うよう指示を出しました。

学校では夏休みに入るとすぐに二者面談や三者面談を実施し、子供や保護者の不安や悩みを

把握しています。特に、不登校傾向の子供に対しては、夏休み中も電話連絡や家庭訪問を行って様子を確認しています。毎週生徒に登校を促し、個別の学習支援を行っている学校もあります。

また、夏休み明けは子供の変容を早期に発見し、対応するようにしています。例えば、頭髪や服装の乱れが気になる子供がいれば、すぐに個別面談を実施して不安や悩みを聞き取ったり、保護者に連絡して夏休みの生活について確認したりしています。夏休み明けの集会等においては、複数の教職員で子供を見取り、気になる子供の情報を共有して、対応策を検討しています。

なお、夏休みの終わりが近づいた8月26日にも、各学校に対して文書で不登校児童生徒への援助指導の徹底をお願いしています。学校からは、家庭訪問したことで昼夜逆転の生活状況がわかり、生活リズムの改善について助言できたという報告や、電話連絡したことで子供の登校意欲が高まり、励ましの声かけや本人との面談の約束ができたという報告が入っています。

これらの取り組みを通して、夏休み中や夏休み明けの子供の変容を早期に把握し、子供の自殺を初め、不登校や問題行動等の未然防止に努めています。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから、この件について、先日教育長、それから部長、それから図書館長と色々なお話をした経緯がございます。というのは、大人でもよく会社に、うちは出るんだけど会社に行かないで公園で1日過ごして、そういう人もいるという話を聞きました。子供たちにもうちは出たけど学校に行きたくない、どこへ行ったらいいんだろう。だったら、図書館とかそういう場所に行ってください。何かあったときは図書館においてよという感じのメッセージを出すことによって、そういう人たちが少し、そういう予兆を幾らかでも感じる場所、そういうものをつくらうという、それはまさしく図書館でいいんじゃないかな、まあ、牛久の図書館は今中学校、小学校にしても大体、自転車で、今中学生でも自転車で行くと約20分ぐらいですので、何かあったときは学校に行きたくないけど、そういうときにはやっぱり図書館に来て、1日、2日ぐらい行って、それとやはり、連携して図書館の職員が、「ああ、この子きょうも来てるね、これは何かあったらという話を言ってあげましょう」。そのような体制づくりをつくるのが、子供たちにそういう予兆を早く察知して、そしてその対応、教育委員会等いろんな施設もございますので、そういうものの図書館のあり方も考えたらどうかという話をしたところでございます。

ですから、まだいろいろ、るるまだいろいろな話をすることがございますけど、そういう施設のあり方もこれから多く考えていくことなのかなと、私は思っています。以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 市長、御答弁ありがとうございます。

まさしく図書館という施設は、そのような行き場を失った子供たちが行けるような施設であってほしいと私も願います。

次に、悩みを抱えた子供がみずから相談したり、SOSを発信できる環境づくりはないかと考えます。学校や地域、家庭の連携強化と同時に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を推進し、家族や友人には相談しづらい子供のためにも、相談までの心理的なハードルを下げる工夫が必要であります。日ごろから周りの信頼できる大人に相談しやすい体制を構築できるよう、子供に歩み寄ることで信頼関係が築けると思いますが、どのような環境づくりをされているか、お伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 子供と先生の間には信頼関係があれば、子供は積極的に先生に相談し、不登校やいじめなどの早期発見にもつながります。

子供と信頼関係を築くためには、子供一人一人を尊重し、共感的に寄り添う態度が大切です。そこで、授業においては、子供が間違っただけの考えや意見でも安心して発言できるように、先生方は子供の話を最後までよく聞くことを大切にしています。子供たちにも、間違っていたとしても笑ったり、バカにしたりせず、最後までしっかり聞くことを大切にしようと話しています。また、子供同士のかかわり方や、表情をよく観察し、かかわれなかったり、表情が暗かったりする子供を発見するよう心がけています。そして、そのような子供については、情報を共有し、担任はもちろん、関係するほかの教員が意図的に声をかけて相談できる環境づくりをしています。

また、先生方は、朝の登校指導や健康観察で、子供一人一人の表情をよく観察しながら、表情が暗い子供に対しては、声をかけて「あなたを心配しているよ」というメッセージを投げかけています。必要に応じて休み時間に面談を実施するなどして、悩みを打ち明けられるような環境づくりをしています。悩みを持つ子供は、保健室に行くことも多いので、養護教諭と連携しながら、養護教諭が相談に乗ったり、心の相談員やスクールカウンセラーにつないだりして、担任以外でも相談できるようにしています。

このような取り組みを通して、子供たちが安心して何でも言える教室づくりを行いながら、子供が先生に相談できるような環境づくりをしています。以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） ぜひ、一人一人に寄り添える環境づくりにチーム学校で取り組んでいただきたいと思います。

次に、牛久運動公園野球場についてであります。

牛久運動公園野球場が公式野球場となり、イースタンリーグ公式戦が観戦でき、多くの市民

の方は喜んでおられ、次はいつ開催してくれるのかと大盛況でもありました。現在、高校硬式野球では、この野球場が市内大会、県南大会の会場となっており、先日応援に来ていた親たちは、ことしの全国高校野球選手権茨城大会は土浦市民球場が改修のため、牛久で開催してほしいと待ち望んでおりました。ところが、牛久ではなく、水戸の県営球場となり、なぜ牛久の野球場で開催できないのかと、多くの声が寄せられました。そこで、全国高校野球選手権の会場選定方法を伺います。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） この大会を主催いたします茨城県高校野球連盟専務理事にお尋ねいたしましたところ、夏の全国高等学校野球選手権茨城県大会につきましては、独立の採算制をとっているということから、一般・大学生、それぞれ1人6000円の入場料を徴収しております。この収入でグラウンドの使用料や役員経費などの大会運営費を賄っているということでございます。このため、有料一般観客席を3,000席以上確保した上で、学校応援席として1塁側、3塁側内野席にそれぞれ1,000席程度必要であるということでございます。また、有料試合であることから、球場の外から試合を観覧できないような対応も必要だということございました。以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 今の会場選定方法を受けまして、牛久市の野球場はどの点が条件を満たさなかったのか伺います。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 基準とされる観客席に対しまして、現状の球場全体の固定席、立ち見席合わせた観客席数は、メインスタンドが1,002席、外野芝生席、これはライト、レフト両方合わせて1,500席、1塁側内野席570席、3塁側の内野席が721席の、合計で3,795席が設置されております。

現状では、学校応援席として基準となる1塁側、3塁側内野席、各1,000席に対しまして、それぞれ不足している状況です。また、外野スタンドや内野通路等の一部についても、目隠し対応が必要であるとのことでございます。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） この大規模改造工事を行う際、このような全国高校野球選手権の会場というような大きな大会に活用できるよう、ということは考えられなかったのか、お伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 現在の野球場は、当然、有料試合が開催できる公式規格を

満たした球場ではありますが、事業規模の関係から第一期工事といたしまして、平成31年10月開催の茨城国体、軟式野球競技を開催する条件を満たす仕様として築造しております。第二期工事完了後の全体設計は、追加の内野席及びバックスタンド等、大きな大会に必要な諸設備を含めた改修設計となっております。以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 今後、全国高校野球選手権茨城大会が、毎年ですがありますが、この大会の会場になるよう改修するお考えはあるのか伺います。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 最終的に、全体工事完了後には、夏の高校野球県大会も開催できる施設に改修する計画となっております。

さきの柳井議員の質問にもお答えいたしましたとおり、今後の改修の時期につきましては、茨城国体が終了し、続いて東京オリンピックによる建築費の高騰が落ちつくと思われる平成33年以降に、国、県の補助金を最大限活用いたしまして、予算を確保した上で、第二期工事として内野席の増設及びバックスタンド等の整備実施を計画いたしております。以上です。

○議長（市川圭一君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 全国高校野球選手権茨城大会が開催できることを楽しみにしております。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 以上で、藤田尚美君の一般質問は終了いたしました。

次に、4番伊藤裕一君。

〔4番伊藤裕一君登壇〕

○4番（伊藤裕一君） 4番伊藤裕一でございます。

本日は大きく2点質問させていただきます。

初めに、特別支援教育についてであります。

特別支援教育とは、御承知のとおり、障がいがあり、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、特別支援学校、特別支援学級、あるいは通常学級の中で適切な指導と必要な支援を行うものでありますが、平成19年の学校教育法改正により、以前の特殊教育から特別支援教育への転換が図られ、普通学級の中でもハンディを持った子供たちを受け入れていこう、LD、こちらは学習障害、ADHD、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症など、心に関することにも対処していこうということが大きな流れであります。

牛久市におきましても、特別支援教育に力を入れた結果、奥野地区の学校、私視察させていただきましたけれども、支援を必要とする子がテストで好成績を残すなど、成果を上げてきた

ところと認識しております。

一方、伝え聞く話によりますと、教える側である先生方に対するサポート、現在でもスクールアシスタント派遣等、さまざまな取り組みがございますけれども、こうした支援体制をもう少し強化すべきではないかという声を耳にしたことがありまして、支援を必要とする子供たちのためにも、特別支援教育の内容充実にあわせ、教員へのサポート体制を整えることが必要と考えております。

そこで、1点目として、現状を確認する意味で伺いますが、牛久市の特別支援教育の内容、予算、教員へのサポート体制も含めまして、教育体制はどうなっているのか御答弁願います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 特別支援教育に関する教員へのサポートについてお答えします。

まず、牛久市内には、小学校に113名、中学校に27名の児童生徒が特別支援学級で学んでいます。一方、普通教室でも支援の必要な子供は全体の児童生徒の6.5%いると言われてるように、牛久市でもこのデータに基づくと約450人程度の子供たちが一般の子供たちと一緒に授業を受けている中で苦戦している現状があります。

そして、どこの市町村でも、この子供たちのために支援員を配置している現状です。

本市でも、この児童・生徒たちのためにスクールアシスタントを任用しています。3,342万円の予算で小学校42名、中学校12名、計54名を派遣し、教職員と連携しながら児童生徒の支援に当たっています。

ただ、支援教育の一番の難しさは、大人や先生の中には、教師は教える専門家だと思っているため、相手を変えることばかりを考えてしまいます。子供は未熟な存在だから教えて変えてあげようと考えます。そして、一生懸命にかかわろうとすればするほど、指導や強制が強くなってしまって、自分の型にはめてしまいがちになります。子供のそばにいて「席に着きなさい」「姿勢を正しなさい」「鉛筆を持ちなさい」といった指導が多くなり、指導を受けた子供たちは精神的に追い詰められたり、周りの子供たちからもそう見られたりして、教室を飛び出してしまったり、不登校になっていくケースもありました。

大切なことは、障がいというのは強い個性であって、なかなか治らないもの。そうした子供たちの力を高めるために、周囲の子供たちの力も高めていって、障がいのある子も生きやすい環境をつくること、一人一人の違いが認められる環境をつくるのが大切だと考えます。

そうした環境をつくりながら、子供に寄り添える先生やスクールアシスタントをより多く育てていくことが何より大切になってきます。

各学校でも校長先生方はそうした研修の必要性を感じ、ことしは多くの学校で具体的な子どもの特性に応じた事例研修を盛んに行っています。

スクールアシスタントの配置の難しさも、障がい者への支援の心得を持った人がいないということ。そのために、強制や指導がどうしても多くなってしまいます。今後は、そうした人材を養成する仕組みも考えながら、配置の充実に努めていきたいと考えています。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 体制の充実とともに、教える側、さらには子供たちの障がいに対する理解を深めることも大切ということで御答弁をいただきました。

私の小中学校時代を思い出しましても、楽しい思い出ばかりでなく、知的障害を持ったクラスメートがいたのですが、その子に対する同級生の差別的言動、人と少し違った性格を持った子に対するいじめというものもございました。一番子供たちが長い時間をともに過ごす同級生や担任の先生の意識を高めるということも非常に重要だと思います。

その上で伺いますが、最初に申し上げたとおり、教える側の体制が追いついていないという声がありましたけれども、その背景には学校教育法改正以来、かつてであれば養護学校へ行っていたであろう子が特別支援学級へ、特殊学級へ行っていたかもしれない子が普通学級へ行っている。それは、あらゆる子供たちがともに学ぶインクルージョン教育の流れからすると、これは正しいことなのですけれども、まだまだ現場がそれに追いついていないということがあると思います。やはり、現場の状況を正確に把握するためには、現場の先生に意見を伺うのが一番だと思います。

そこで、先生方に特別支援教育に関するアンケートをとった上、支援員の配置などに生かしてはと思うのですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 特別支援教育に関する教員の意識を知り、それに応じた支援員の配置をするということに対してお答えします。

まず、現在、支援員の配置をする決定の流れについてお答えします。

牛久市では、12年前より幼稚園、保育園と小学校の連携授業を行っています。

障がい児の教育が専門の大学の先生、子ども発達支援センターのぞみ園の臨床心理士、健康づくり推進課の保健師、きぼうの広場の臨床心理士、教育委員会の指導主事などが各幼稚園や保育園を訪問し、先生方が現場で苦戦している状況や、保護者の子育てで苦労している状況を聞き取り、大学の先生による相談会を実施しています。また、小学校入学に当たって、スクールアシスタントが必要な児童がいるときは、配置を決定しています。

さらに、入学してからは、先生方の苦戦している状況によって学校から上がってくる申請に対して指導主事やきぼうの広場の専門のスタッフが相談に乗ると同時に、スクールアシスタントを配置しています。

牛久市教育委員会主催の教育支援委員会では、年3回各学校の支援の必要な子供の実態の報告を受けるとともに、子供にとってよりよい環境についても協議をしています。

本年度は、きぼうの広場にも特別支援教育の担当者を増員し、より専門的な助言ができるようにして、全ての学校を訪問し、先生方の相談に乗り、必要に応じてスクールアシスタントの配置や学校としての指導方法の工夫などの支援策を検討したり、困難を抱える教員に対して、指導方法を助言したり、保護者相談にも乗っています。

このように、直接教員へのアンケートは実施していませんが、学校への訪問活動を通して、児童・生徒の実態や教員の意識については把握に努めている現状です。

また、より詳しい先生方の困り感を把握するためにも、今後アンケートについても検討してまいりたいと思います。

しかし、スクールアシスタントの配置に関しては、年度途中の場合は人がいなかったり、人はいても子供へのかかわり方に習熟した人材ではなかったりしている状況があります。今後は、障害者差別解消法がスタートしました、特別支援教育が学校関係者はもちろんのこと、広く多くの市民や保護者にも学んでいただきたい内容です。

そこで、牛久市教育委員会といたしましては、来年2月開催の「教育の集い」において、全教職員や保護者、市民対象に「みんなの学校」という映画を上映いたします。

これは、「障がいのある子もない子も、全ての子どもに居場所がある学校づくり、全ての子どもに学びを保障する学校づくり」を目指す大阪市立大空小学校の取り組みを長期取材した教育ドキュメント映画です。平成25年度文化庁芸術祭大賞を受賞したり、文部科学省内での試写会も行ったりした映画です。

大空小学校では、特別支援教育の対象となる発達障害の子も、自分の気持ちがうまくコントロールできない子も、みんな同じ教室で学んでいます。児童と教職員だけでなく、保護者や地域が一緒になって、誰もが通い続けることができる学校をつくり上げてきました。ほかの学校では厄介者扱いされ、自己肯定感を失っていた子供も、この大空小学校では生き生きと生活し、不登校は一人もいません。

こうした映画を見ることによって、教職員やスクールアシスタント、広く多くの市民が障がいのある子供への理解とかかわりを学んでいっていただきたいと思っています。以上です。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 「みんなの学校」という映画の上映など、新たな企画も考えていらっしゃるということで、大変素晴らしいと思います。ぜひその点は頑張ってくださいと思います。

また、意見を伺うという点で言いますと、さまざまな機会を通じ、現場の声を聞いていると

いうことでもございました。テーマは違いますけれども、部活動の指導に先生方が多くの時間をとられるといったことも報道されております。必ずしも特別支援教育のみに関することだけでなく、そういったさまざまなことも踏まえてアンケート、あるいは意見を伺っていくというのも大変重要なことだと思います。

再質問といたしまして、こうした現状の学校への訪問活動等を通じた聞き取り活動で把握している課題、特別支援教育に関しまして把握している課題としては、どのようなものがございませうでしょうか。プライバシー等の問題もございませうので、差し支えない範囲でお答えいただければと思います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 先生方のSOSということと、子供からのSOSというのがあります。先生方のSOSとしましては、やはり授業中に飛び出してしまう。それから、不安傾向が強くて、スクールアシスタントをつけるんですが、その先生の腕をかんでしまってまた飛び出すということ。それから、保護者の理解がなかなか得られずに、服薬をとめてしまったために、やはり落ちつかなくて教室を飛び出してしまうといったような現場の先生方の声があります。

一方、子供のほうのSOSもありまして、例えば、先生方がきちんとさせたいという思いが強く、強い指導をしたために教室から飛び出して入れなくなってしまうとか、一斉指導の中でやっぱり聞くことが苦手な子がいて、そこに指導を繰り返しているうちに、その子がやっぱり自己肯定感が下がってしまって、いじめになってしまうとか。それから、やっぱりどうしても先生方が一生懸命に一斉指導する中で、強い指導が不登校のきっかけになってしまうとかといったことで、子供からのSOSという形で発信もありますので、市内の子供たちが7,000人で、先生方が約400人います。この中の1割近くが毎年他市町村と入れかわる状況でして、また、新人の先生たちも毎年25人程度ずつ、毎年毎年入ってくるという状況もありますので、こうした中で先生方、それからスクールアシスタントを担ってくれる市民の方々、みんな育てていただいて、特別支援の子供たちが居心地のいい環境をつくっていただければと考えています。以上です。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） さまざまな課題を把握しているということで、お話がございました。質問に当たりまして、特別支援教育に関する書籍などを拝見していると、やはり普通の教育以上に特別支援教育というのは、その子一人一人を見て、カリキュラム等を含めましてつくっていかねばならない、まさにオーダーメイドの教育であるということを感じました。

今後も、体制強化、先生方へのサポートを含めまして、特別支援教育、充実させていってほ

しいと思います。それによって、例えば精神的なもので言いますと、精神的な障がいがあっても、集中力が必要とされる繰り返しの作業が必要とされる工場での作業員、あるいは、専門的な知識が必要とされる専門職で活躍するということもあると伺っております。そのためには、やはり基礎段階である小中段階の教育が非常に重要であると思っております。今後の特別支援教育のますますの発展に期待しております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2点目といたしまして、田宮跨線橋西交差点の渋滞についてであります。

さきの定例会では、市内各地の踏切の拡幅について取り上げられまして、東西間のスムーズな往来が牛久の重要な課題であると認識しているところでございます。

国道6号線と県道田宮中柏田線との交差点、こちらは回転ずし店や食料品店があるところでございますけれども、こちらが渋滞スポットでございまして、国道6号線の慢性的渋滞は広く言われているところでございますけれども、跨線橋を超えるのに時間がかかり、さらにつくば市方面からに関しまして、きのうも一般質問で市道23号線のお話が出ておりましたけれども、そちらの北の橋の部分のみ完成しておりますが、第三工区近隣公園東交差点、こちらは住宅街を通過してその交差点から右折しようという場合、コンビニエンスストア付近まで車が連なっているという状況でございますので、右折するのが困難な状況でございます。過去の市議会議事録を拝見しますと、2012年にもこちらの渋滞問題が取り上げられておまして、こちらは県道ですので、茨城県の管轄にはなるわけでございますけれども、当時の議事録を抜粋、要約いたしますと、田宮中柏田線の一部開通、国道6号線の信号の自動切りかえセンサーを設置した結果、花水木通りから国道6号田宮跨線橋西交差点までの通過時間が、開通前には約4分間かかっておりましたが、開通後には土浦方面への右折の場合約2分20秒と約半分の所要時間での通過が可能になりました。また、つくば方面への直進車両は通過時間が1分30秒、さらに、国道6号線については渋滞のピークである朝7時半から8時半までの1時間当たりの田宮交差点から国道6号に流入する車の台数は、開通前の平均516台に対し、開通後は364台と台数にして約3分の2となったとありますので、私の感覚としてはもう少し渋滞している印象でありましたが、改善されているということでございます。

それでも、今回こうして取り上げましたのは、前回質問から4年がたちまして、現在の状況はどうであるのか。さらに、市道23号線の全面開通後の影響がどうなるのかと感じたからであります。市道23号線につきましては、さまざまな課題が言われておまして、きのうも国庫補助時期の先延ばしにより、完成が予定の平成30年度からおくれる可能性が相当あるといった状況が明らかになったところでございますけれども、完成後は6号線バイパス的な役割を果たし、渋滞緩和につながっていくのか、それとも牛久市内方面に向けて右折する車の増加に

より、田宮跨線橋西交差点の渋滞悪化につながるのか気になるところでございます。

そこで伺います。田宮跨線橋西交差点の渋滞の現状を、市道23号線全面開通後の予測、左折専用レーンなど、追加対策の予定は把握しているか否か、以上3点につきまして御答弁をお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、田宮跨線橋西交差点の渋滞についての御質問にお答えします。

まず、田宮中柏田線が平成24年7月に市道441号線まで部分開通し、田宮跨線橋西交差点が現在の十字路交差点で供用を開始してから、昨年12月の全線開通後の交通量変化についてでございますが、調査値は24時間正時から10分間の交通量を24回観測した値でございますが、開通前の平成27年3月11日のつくば方面から国道6号への交通量が24回の合計で1,015台に対し、開通後の平成28年3月23日の同方向の交通量が1,132台と約11%増加している状況でございます。朝夕の勤時間帯などにおいては渋滞が発生している状況を把握しております。

しかしながら、田宮中柏田線の開通前においては、2つの県道が変則的に交わる田宮交差点を通行しなければならず、そのために交互通行により慢性的な渋滞が発生していた状況と比較しましても、渋滞は発生しているものの、スムーズに左右曲ることができるよう改善されたものと考えております。

次に、現在の渋滞の発生に対する対策についてでございますが、開通時に要望はしていたものの、右折専用の信号機が設置されず供用開始いたしました。再度強く要望し、設置していただいた経緯がございます。

また、右折信号の点灯時間については、設置当初は3秒間でありましたが、短いために渋滞が発生しておりましたので、警察署に要望し、国道6号の各信号機と連動しているため、時間の延長が非常に難しい状況ではありましたが、現在では8秒間に延長した経緯がございます。

次に、田宮中柏田線への左折専用レーンの設置などの渋滞対策につきましては、田宮中柏田線は県事業であるため、茨城県竜ヶ崎工事事務所に確認したところ、決められた道路幅員の中に右折レーンのほか、またさらに左折レーンの増設は不可能であったとのことであります。

今後、信号機のサイクルの変更等に伴い、渋滞緩和策は先ほど述べましたとおり、国道6号の各信号機と連動しているため、これ以上の延長は困難であるとの考えでございますが、現在進めている市道23号線のさらなる延伸と国道6号バイパスの整備により、周辺の道路環境は大きく変わるものと期待をしているところでございます。

また、利便性の向上による交通の分散化を図るべく、国道6号への出入り口の交差点改良な

ども計画しております。具体的には、牛久市役所入口交差点のぶどう園通りに右折レーンの設置を地権者の御協力を得て、現在、関係者との協議を実施しているところでございます。

これらの対策とともに、今後の交通の分散化や国道6号の交通量などの道路環境の変化を注視し、可能な対策を講じてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 現状でも信号の切りかえタイミングの延長などを通じ、もう相当対策はしているということで御答弁について感じました。やはりその交差点そのものだけではなく、御答弁にもありましたけれども、国道6号線バイパス、あるいは市道23号線整備を通じ、状況は改善されていくであろうといったことでもございました。今、その田宮跨線橋西交差点で渋滞が起きているという原因の一つは、やはり踏切が多いので、その跨線橋を通らざるを得ないといった状況もあると思います。市内全体の継続的なインフラ整備を通じまして、こちらの交差点の渋滞につきましても改善されればと願っております。

以上をもちまして、今回の私の一般質問は終了とさせていただきます。

○議長（市川圭一君） 以上で、伊藤裕一君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

午前11時09分休憩

午前11時25分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） 日本共産党の遠藤憲子でございます。

通告順に従いまして一般質問を行います。

今回は、ビエンナーレ、介護保険、障がい者の交通費補助の3項目について質問をいたします。まず初めに、ビエンナーレについて、事業の検証と今後について伺います。

牛久市では、2年に一度、全国公募の絵画展として5回ビエンナーレを開催してまいりました。全国に牛久市の名を知らせることができたのではないかと思います。

全国には、絵画だけでなく、造形分野など芸術の展覧会が数多くあります。先日も愛知トリエンナーレ2016、テレビで放映しておりました。ことしは、茨城の県北でも初めて開かれると伺います。

うしくのビエンナーレでは、開催のたびに作品の応募数もふえてきたとのことでありました。

運営は実行委員会が担い、ボランティアなどの協力によって行ってきたのは周知のとおりでございます。

しかし、実行委員会が対象を受賞しました絵を市に寄贈する形をとっておりますが、市からの補助金で運営されているのは明らかであります。

市民の間では、市民の税金を使って、果たして市の文化や芸術分野でどれほど効果があったのかという意見も出されております。こういう質問をいたしますと、文化や芸術に理解がないんじゃないか、このような声も聞こえてきそうですが、決してそのような意図を持って質問をしているわけではありません。毎年予算を計上しているということは、それなりの目的を持って事業を進めていると思います。市は、絵画の保管をしているだけではなく、市民に公開をしたり、子供たちが鑑賞したりと、さまざまな取り組みが考えられますが、過去5回開催の検証をして、今後に生かすべきと考えます。

そこで、質問をいたします。

過去5回開催、実行委員会主催で開催をしてきましたが、よかった点、課題は何かなど、振り返ってどうだったのかお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 遠藤議員の「ビエンナーレうしく」、過去5回を振り返ってということの御質問にお答えをしたいと思います。

ビエンナーレうしくにつきましては、議員からもございましたように、平成18年から平成26年まで全国公募絵画展として計5回開催をしまいいりました。

まず、その成果といたしましては、公募展での入賞入選を目指す作家を初め、多くの芸術家の皆様に牛久市というものを周知できたことだというふうに考えてございます。国内トップクラスの賞金額の効果ということもございまして、応募者数は1回展で734人、2回展が672人、3回展で788人、4回展では初めての1,000人台ということで、1,038人、5回展では1,059人と増加傾向にありまして、歴史ある上野の森美術館大賞展と比較いたしましても全く引けをとらない実績となっている状況でございます。また、5回展では、47都道府県全てから応募があったということから、この取り組みが全国の芸術家から高い評価をいただいているあかしではないかというふうに確信をしているところでございます。

あわせて、一般市民が実行委員やサポーターとして牛久市の文化芸術事業の運営に参画する機会を提供できたことも、この展覧会実施の成果の一つであると考えている次第です。

一方で、ビエンナーレうしくの応募者や入選者の固定化傾向が顕著になってきたこと、また、入賞・入選作品の展覧会の入場者数が1回展では3,678人、2回展では2,058人、3回展で4,324人、4回展で2,614人、5回展では2,951人とNHKで放映をされ

ました3回展以外は伸び悩んでおりまして、なかなか一般の人々への事業の関心に広がりが見えないということが反省点として実行委員会ともども捉えている点でございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） そのような過去5回のビエンナーレを実行しましての課題というのが、入場者数がふえていかないというか、そういうような問題もあったと思います。その点も踏まえまして、先日、広報紙と一緒に配布をされました9月18日からシャトーカミヤを使つての回顧展の案内が来ております。これを6回展として予定をするということなのですが、内容について伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 6回展の内容はということでお答えをしたいと思います。

過去5回展の反省をもとに、実行委員会において協議した結果、これまでの大賞、優秀賞作品を一堂に展示を行い、ビエンナーレらしくを振り返るとともに、受賞作家の近作を紹介し、その軌跡をたどる「特別回顧展」を実施することが平成27年6月に決定をいたしました。

あわせて、市が所有する大賞、優秀賞10作品を市内の小中学校で巡回展示する「巡回展」の2つの企画からなる6回展の実施となったところでございます。

また、この特別回顧展の初日には、受賞者ご自身の作品制作について語るギャラリートークや、芸術分野の著名なパネリストが事例を参考に文化芸術によるまちづくりについて来場者と討論するシンポジウムもオープニングイベントとして開催をいたしますので、ぜひ議員の皆様にも御参加をいただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、回顧展の内容について詳しく説明がありました。受賞作家の方たちのその後の作品、まあ近作と御答弁がありました。そのような作品などの展示もあるということなのですが、この案内ですね、広報紙と一緒に配布をされたということなのですが、市としてこの以外の広報の仕方ですね、そのような、今こういうような情報の時代ですので、もちろんいろいろとやっぺららっしゃると思いますが、再度、やはりシャトーカミヤという、この間リニューアルオープンしたばかりのところですので、そのような場所の問題も含めまして、もう少しこのビエンナーレにつきまして、回顧展ということですが、広報の仕方ですね、それをもう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 今回の6回展の広報の仕方ということでございますが、議員御指摘のとおり、広報紙とともにチラシのほう配布させていただいたわけですが、もちろんそればかりではなくて、FM-UUに実行委員会の委員長さんたちが出演をしまして、この6回展の

コマーシャルを行っていたり、かっぱメール等で開催をなるべく多くの方に周知したりということで、一人でも多くの方々にこの展覧会にご来場いただきたいということがまず第1番目として考えているところでございます。

また、あわせて今回、シャトーカミヤさんをお借りして、この6回展を開催するというところで、これまでの5回展につきましては、全てまず審査のほうですね、公開審査、それから、受賞作の入賞作、約100点から百十二、三点、毎回入選作を決めるんですが、その展示に関しては中央生涯学習センターを使っておりましたが、今回は作品数もそれほど多くないということで、シャトーカミヤさんをお借りして展示をします。この企画の裏には、やはりシャトーカミヤさんが数多くの市内、市外、県外からのお客様がいらっしゃる観光スポットであるということもありましたので、そういった回顧展をしている方が知らない場合でも、ちょっとのぞいてみようといったことを思っただいて、一人でも多くの方に牛久市が行っているこういった文化芸術の事業というものを御紹介できればということで、コマーシャルをしていければというふうに思っているところでございます。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） そういうことで、ぜひ回顧展が成功裏に終わることを、私たちも参加をしたいと、私も参加をしたいと思っています。

次のあれなんです、牛久にはビエンナーレ、2年に1回ということなんです、牛久現代美術がずっと年間を通していろいろと牛久の芸術分野にはかかわっていたと思います。その牛久現代美術の問題もあり、今後のビエンナーレのあり方、そして市の考えはどうか伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから、今後の展開につきましてお答えいたします。

ことし策定いたしました牛久市文化芸術振興基本計画の中にもありますように、地域の特性を生かし、また、市民に文化芸術をより身近に体験いただくような芸術イベントに発展できるよう、シンポジウムでの御意見等も取り入れながら検討していきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、市長のほうから今後文化芸術の発展のために検討していきたいということの御答弁がございましたが、どういう形で今後、回顧展として第6回を予定をするということなんです、今後もうこういう形で全国公募ということが続けられるのかどうか。牛久のこのビエンナーレ、大賞ですか、そこがやはり全国でも金額的に300万円という非常に大きな金額を受賞者に渡すということ。そのかわりにその絵画を実行委員会がその分を購入、購入というんですかね、というふうなシステムになっております。

インターネットでいろいろ見ますと、やはりこの金額の多いというのが皆さんの制作意欲と

ともに参加の意欲というのが非常にあるというふうに私も考えるわけなんです、やはりそういう問題だけではなく、牛久の文化芸術の問題も含めると、どういう形で今後検討していくのか、再度この辺をもう一度伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） まだ、私はこの展示場のあり方、どこでどういうふうなということは今のところは言えませんが、やはり今現在は生涯学習センターでやっておりますが、もう少し皆さんの集まる中心市街で、もう少し長い期間、そしてまた、恒久的に使える場所なんかも非常にこれからあれば、このビエンナーレ、またいろんなこういう芸術の皆さんに楽しめる施設のあり方も考えていくことも一つの選択肢なのかなと。そして、このように非常にビエンナーレというのは芸術というのは、非常にお金もかかります。そのかけ方もありますけど、どこかの歴史を見ても非常に芸術には、私はお金は多少はかかっても仕方ないのかなと。ただ、やはりそこにおいての、牛久も、規模に合った芸術祭のあり方も検討する必要があるのかなという思いでおります。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今の市長の御答弁ですと、こういう形、まあ展示のあり方ですか、それと期間とかそういう問題も含めて、今後もこういう文化芸術の分野を続けていきたいという御答弁でした。牛久で開催するに当たっては、いろいろな全国、先ほど全国各地から応募数があったということなんです、実際、この茨城県内、一番いいのは牛久の芸術家、そういう方たちが出てくるのが一番望ましいということなんです、その辺ですね、今後、受賞作品の具体的な活用方法等も考えておられるのと一緒に、今後、やはりせっかくこのような大賞を受賞した作品ですね、今回は回顧展ということで市民に公表されるということなんです、学校の巡回展も考えているということなんです、今回だけに限らず、やはり子供たちにそういう芸術に、絵画とかに触れる機会をぜひ多く持っていただきたいんですが、受賞作品の具体的な活用方法、その辺を考えているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 受賞作品の活用方法はという御質問でございます。

議員からもありましたように、今年度につきましては、回顧展とあわせて巡回展を企画して、小中学校の子供たちに作品を見てもらうということを企画をしたわけでございます。

今後につきましても、大変すばらしい、著名な審査員の方がすごい時間をかけて大賞、そして優秀賞という作品を選んでいただいたわけです。結果的に大変すばらしい作品が市に寄贈されたということを考えますと、やはり市の美術保管庫にしまっておくのは非常にもったいない。これは私どもも当然考えておるところでございます。今後につきましては、当然なるべく多く

の機会を捉えまして、市民の皆様に見学といいますか、見ていただく機会を設けていきたいというふうに考えております。

ただ、やはり美術作品ということで、非常に保管の仕方、保管というのは展示中もですね、状態をどのように維持しながら展示するのかといった点につきましても、いろいろと検討しなくてはいけない部分もございます。これは直接関係ないんですが、例えば芋銭作品についても同じことが言えます。長期間にわたって作品を展示するという事は、一方で作品を傷めることにもつながると。そういった部分も十分考慮しながら、最適な展示方法、市民の皆様により多く鑑賞いただける機会というものを検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） ビエンナーレにつきましては、今後もそういういろいろな形を変えて続けていくということが市長の答弁からもわかりました。

ただし、この金額ですね、いろいろと内容については今後ぜひ精査をお願ひしたいと思ひます。それはなぜかという、先ほど少し述べましたが、牛久市の税金を使って、どのような効果があるのか、まあ子供たちにそのような大賞、それから優秀賞ですか、そのような絵を見る機会がふえるということの一つの効果はあるかもしれませんが、やはり金額的にも大変多くの金額を使いますので、ぜひその辺については再度ビエンナーレのあり方について検討のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、介護保険について質問をいたします。

6月議会では、要支援1・2の全てが総合事業に移行が済んでいる、このような御答弁がありました。しかし、要支援1・2のサービスが総合事業に移行したことで、今までの利用者の状況に変化が出ていないか、その点を踏まえて質問をいたします。

先日、介護保険の運営協議会を傍聴いたしました。27年度の決算内容等示されております。その中で、牛久市の8月1日現在の人口ですが、8万4,992人であります。そのうち高齢者、65歳以上の人口が2万2,367人、高齢化率で言いますと、26.32%となります。その高齢者の中で、要介護、要支援の方たち、全体では2,573人がこの認定を受けております。第1号の被保険者では、2,515人、認定率では11.4%となっております。特にこの総合事業に移行したと言われる要支援1・2の方たちは、625人、全体の24.2%でありました。要介護1・2、この方たちが1,018人、要介護3から4、5で872人、合計では1,890人となっております。その2,573人のうち、在宅サービスを受けている方が1,421人、55.2%、そして施設サービス、これが420人、16.3%、地域密着型サービスが209人、8.1%であります。その中でも523人、20.3%の方が認定

を受けていながらサービスを利用していない、このような実態が明らかになりました。

今回、27年度の決算の中で、総合事業では約2,469万2,000円の歳出をしています。年度途中からの支出の計上となっております。その分、28年度の予算にも計上しておりますが、今回の9月補正でも歳出が計上されております。総合事業への移行につきましては、市民の方から問い合わせがありました。ある方が、週2回受けていたりハビリが週1回となり、もう1回来たい、このように思いましてケアマネジャーに相談をしたら、市も厳しくなって、1回しか利用できないと言われたとのことでありました。本当はもう1回行きたいので、別なところに行っているとも言っていました。この方の場合、介護認定が今までより軽くなったのか、そのために利用できないのかもしれませんが、高齢者なのでその辺のところは詳しく聞くことはできませんでした。高齢者は、介護サービスを受けながら現状維持している、こういう方も多いのではないのでしょうか。移行後の状況と今後についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

昨年6月に総合事業を開始して1年余りが経過し、認定者の更新のタイミングで移行している対象者約600人は全て総合事業に移行が完了しました。

利用サービスの内訳としましては、要支援者全体で4割、新しく認定された方で7割が通所型サービスを利用、さらに要支援者全体で2割、新しく認定された方で3割が訪問型サービスを利用しておりました。また、従来の事業所を利用する方の割合は約9割を占め、市独自の生活支援サービスを利用する方の割合は伸び悩んでおります。

今後は、市独自の生活支援サービスである地区社協で実施している通所型サービスや、市直営で実施しております体力アップ教室、口腔教室、シルバー人材センターに委託しております訪問型サービス等のPR、サービス向上に努め、また、新たなサービスの追加も検討しながら、利用者が増加していくような仕組みづくりを考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、次長の答弁のほうから総合事業、市が行う総合事業がまだまだ少ないということでありました。しかし、今後、この要支援1・2の方たちは、もう介護保険では給付はされないということは明らかに、今もなっていますが、そういうことでは非常にやっぱり大きな問題を抱えていると思います。その一つが、この総合事業の中の上限額というものがあるのではないかと思います。この総合事業の中で、上限額というのが定められております。それは、事業開始前年度の予防給付と、予防事業の総額、それに市の75歳以上の高齢者の伸びを、これを掛けたものが総合事業の上限額というふうに向っております。

2015年に牛久の場合は導入をしましたので、総給付費の10%が特別措置として総合事

業に充てられるのではないかというふうに聞いておりましたが、先日担当者のお話ですと、牛久はやはり3%になるという説明でした。その根拠となるのは何か伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 御質問にお答えいたします。

総合事業の上限額につきましては、今御質問にありましたように、前年度の予防給付事業に對しまして、75歳以上の伸び率を加算して、国の補助金の上限額が決められております。今御質問の中の10%、3%については、申しわけありませんが手元に資料がございませんので、後ほど資料をお渡ししたいと思います。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） この総合事業につきましては、今全国的に大きな問題となっております。それは、2017年まで、この今要支援1・2を総合事業に、市町村で行う事業に移行しなければならないという、国の動向であります。しかし、実態は非常に厳しくて、なかなか移行できないという自治体が多いというふうに報告を受けております。この総合事業移行に当たりましては、私どもは現行の相当サービスを堅持し、サービスの減少をさせない、そしてまた安易な住民主体の生活援助切り下げではなく、プラスアルファとして活用していく。そしてまた、自立支援型に名をかりたケアプランの締めつけや、介護保険から卒業、要するに介護保険から卒業させないということ。そして、今言いました上限額、それを口実とした利用抑制をさせないで、財源を確保させていく、このことが重要だと思います。市では、今給付費の3%という、私は担当者の説明の中には、市の75歳以上の高齢者の伸びがやはりまだ市は、牛久市は若い市ということで3%なんだというふうに私は聞いていたものなので、その辺を確認をしたかったわけであります。

今後、要支援1・2、そのほかにもやはり今後、そのサービスから漏れる人がないように、その辺を十分注視していきたいと思います。

続きまして、要介護1・2も事業へ移行する、このような国の考え方、報道が出ております。国では、要支援に続きまして、要介護1・2のサービスも見直す法案を2017年1月から始まる通常国会に提出しようとしております。

見直しの方向は生活援助、福祉用具、住宅改修の次期サービスか一部の補助のみとするようです。これと通所介護などの介護サービスを総合事業へ移行ということだということです。このことは、要支援だけでなく、要介護1・2までを軽度者とみなして介護サービス全体を切り捨てていく、そしてその受け皿として総合事業に役割を持たせようというのが国のやり方あります。総合事業は介護保険の財源を使うものの、市の裁量が極めて大きく、要介護認定、基本チェックリストの活用、サービスの類型など、基本的なところでは自治体間はばらばらの状

態であります。国の狙う総合事業が多様なサービスを活用と言いつつ、無資格の方や、安易なサービス、また自助、互助のサービスでの対応です。

しかし、このような仕組みに加担する総合事業にしていくのか、それとも市の努力で現行のサービスを維持、保障することを基本とした総合事業にするのか、まさに市の姿勢が問われることとなります。利用者にとりましては、このように目まぐるしく制度が変わり、何がなんだかよくわからない、このような声も聞かれています。

移行によりまして、今でも総合事業の対応が難しいのに、これ以上市に丸投げとは、介護保険制度の崩壊を招きかねません。要介護1・2のサービスの総合事業への移行についての考えは、国の動向を見ながら対応との同僚議員の答弁でしたが、これから第7期に向けて計画のこともあります。市の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 要介護1・2の方の総合事業の移行の考え方についてお答えいたします。

守屋議員の一般質問でも答弁しましたとおり、現在、国では介護保険制度を持続させる見直しとして、今後、要介護1・2の方を含めた軽度者のホームヘルプサービスにおける生活援助サービスについて、介護保険給付として継続すべきか、給付の対象外とするかを含め、さまざまな議論がされているところでございます。仮に要介護1・2の方の生活支援サービスが地域支援事業に移行されますと、サービスを支える受け皿である事業者の整備や育成、財政負担などの問題が山積することが予想されます。まずは1年間が経過しました総合事業の検証を実施し、今後の見込み等の推計を進めながら、国の動向を注視し、必要な対応を進めていきたいと存じます。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、1年間のそういう総合事業の検証と推計を見ながらという御答弁でした。要介護1・2の方たち、先日の介護保険の運営協議会の資料では、1,018人の方たちがおられます。この方たちが仮にこのような制度になりますと、サービスを受けられずに状態が悪化をする、特に要介護1・2では、やはり援助がなければ日常生活が厳しいという方たちが要介護に入っていると思います。こういう方たちの状態も見ながら、そしてまたサービスの事業所、この方たち今半久ではかなりあります、そういう方たちの経営にも影響を与えるものになってくるのではないかと思います。

市では、こういうようなサービスの事業者との話し合い、どのように進めようとしているのか、2017年1月に国のほうでは国会に提出ということなので、まだ少し時間はあるというのではなく、今からこういうような問題、サービス事業者にとっては死活問題にもかかわって

くる問題ですが、そのような話し合い、どのように進めようとしているのかお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、現在国のほうでこの移行の問題についてはことしじゅうに結論を出すというようなことで進められております。仮にこの要介護1・2が市の総合事業に移行するような形になりますと、先ほども答弁しましたが、事業者の受け皿が非常に心配されるところです。具体的にはそういう運営基準とかが示された際に、また事業者と内容について協議をしていく必要があるかと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、国のほうでそういう基準が示されたらということなのですが、牛久では今、総合事業への移行に当たっても、みなし指定というのがたしか出されていると思うんですが、そのサービス事業者、サービス指定を受けている事業者もあると思いますが、そういう方たちとの話し合い、それからまた、この総合事業につきましては、その期間がすぐに移行されるのではなく、みなしでこのサービスの事業者がかかわれるということも聞いておりますが、その辺の状況など、事業者との話し合いというか、それはされているのかどうか伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、現在、今まで予防給付として各介護保険事業所で実施していただいたサービスにつきましては、要支援者の約9割の方がそれまでと同じようなサービスを各事業所でサービスの提供を受けております。この基準につきましては、これまで予防給付として行っていたものと全く同じ基準で実施しております。移行に際しましては、今御質問にありましたように、みなし指定ということで6年間の指定期間がございます。そのあたりについては、事業者と今後についてまた話し合いの機会を設けたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、3番目の質問に進みたいと思います。

介護保険料の考え方についてです。

私どもが6月に実施をしました市民へのアンケートでは、介護保険料が高いという声がたくさん寄せられております。65歳以上の第1号被保険者では、年金が年額18万円以下の方は普通徴収となります。しかし、18万円以上の方は、いや応なしに年金からの天引きとなります。

す。今、国がこの保険料のことで考えているのが、40歳から64歳、第2号の被保険者の介護保険料を総報酬割り、このような導入を考えているという報道がありました。この第2号の被保険者には、協会健保、それから健康保険組合などからその保険料が上がるので、負担増に対する問題が噴出をしております。ふえ続ける給付費を抑えるために、要支援、要介護状態になっても介護保険が使えるのは、今国では要介護3以上となっております。

また、牛久の介護保険準備基金、27年度決算では、4億2,567万円を積み立てて、残高が9億9,000万円、10億円近くの基金となっております。牛久が比較的若い市であり、介護認定を受けてもサービスの利用が少なかった、だから残ったんだというふうに理解をするわけにはまいりません。委員の中には給付費が不足をしたときに備えるために基金として残しておきたい、このような委員の発言も以前ありました。しかし、これは第1号の被保険者にとっては大変おかしな議論に映ってまいります。施設などサービスが充実をすると、給付費がふえて介護保険財政に影響をする。予算はこれぐらい利用するのではないかと見込んで計画を立てておりますので、いつか使うため、何か非常のために使う、このような基金というのは考え方が逆ではないかと思えます。今定例会に議案として出されております介護保険の特別会計、9月の補正では介護保険の準備基金に2億4,000万円を積み立てます。そうしますと、さらに基金がふえてまいります。何と12億円近い準備基金を積み立てる残高となります。財政的に積み立てるだけではなく、必要な利用者が使えるような、このような介護制度に、保険制度にすべきではないでしょうか。

3年ごとに行われております事業計画では、第1号の被保険者の保険料の算定に当たりましては、基金を使って保険料の改定は、要するに値上げはすべきではない、このように考えます。第7期の計画、これからされると思いますが、介護保険料が月8,000円台になるという、このような想定がされているとかありましたが、支払うことが困難な被保険者をふやすだけで、制度としては成り立たなくなってしまう。市で考えております保険料についての考え、お尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

現在、介護保険事業を運営するための財源負担割合としましては、公費が50%、保険料が50%で運営されております。保険料の内訳は、40歳から64歳までの第2号被保険者が28%の負担、65歳以上の第1号被保険者が22%の負担をお願いしております。

先ほどお答えしましたが、国では介護保険における給付の見直し、またそれに伴う財政負担の見直しが議論されておまして、今御質問にありましたような総報酬割りの問題につきましても、その中で議論がされているところです。

これはどのような改正になるか今の時点では不明ですが、制度改正後は第1号被保険者の急激な介護保険料の上昇を抑制するため、第7期の介護保険事業計画の策定に当たりましては、介護保険準備基金を適宜活用しながら、健全な介護保険事業運営に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、準備基金を活用しながら第7期の保険料をこれから考えていくということなのですが、12億円の保険準備基金があるんですが、どれくらい活用するお考えなのか伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

先ほど議員のほうからの御質問の中にも、今回の9月補正におきまして28年度の9月補正後の基金残高としまして、12億4,400万円余りということで御質問がありました。今現在の第6期の計画の中では、29年度に2億7,100万円を取り崩す予定となっております。現時点ではこの6期の末であります平成29年度末の見込みとしましては、9億7,300万円余りが見込み額としてつかんでおるところでございます。

この取り崩しの額につきましては、現在の第6期計画の中では、その時点で基金の残高が約5億7,000万円ありまして、その運営協議会の中でもいろいろな議論がありました。その中で、1カ月分の給付費に当たる約3億円を残す形で残額の約2億7,000万円余りを基金から取り崩して第6期の保険料の算定に当たりました。

今後のこの取り崩し額につきましては、給付の見込み等も行っていきながら、第7期の介護保険料の算定の中で議論していくこととなります。よろしく願いいたします。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 29年度には2億7,000万円を取り崩して考えていく方向だということなのですが、先ほどから申しておりますように、介護保険料を65歳、第1号保険者払っております。しかし、介護保険で使えるのは要介護3にならないとこの介護保険の利用料、サービスを利用できないという中で、今後、計画を立てるのが大変厳しいのではないかとこのように思います。総合事業では総給付費の3%という上限額が定められているというふうに思っておりますので、そうしますと、利用者が要介護1、2の総合事業に移ってまいりますと、介護保険自体の、非常にやっぱり計画がこれから大変難しくなってくるのではないかと思います。それに合わせて、介護保険料が、これは平成何年ですか、37年だったかな、8,000円台、何かそういうふうな金額がちょっと次長のほうから出ているので、こういう形というのは非常にやっぱり矛盾する制度ではないかと思います。

今保険料、公費、介護保険の財政的なことが言われました。保険料では第1号が22%から、2号の保険者では28%、まあ現在ですね、公費で、国が25%、県で12.5%、市が12.5%、このような財政構成で介護保険というのが運営されているんですが、こういうような状況になってまいりますと、制度的には本当に限界になってしまうというふうに私は考えます。

保険料というのは、公的制度ですね、平等に給付を行う、これが保険制度の大前提であります。しかし、国のほうで2015年度の改定や財務省の給付の抑制路線、この提案ではこの前提が崩れつつあると大変危惧をしております。さらに要支援者の訪問介護など、市町村の総合事業に移しかえたり、そして今後出てくると思われる補足給付の資産要件、これを導入するなどは、保険制度からいけば全くの筋違いであるというふうに言えると思います。そして、団塊世代にとっては介護保険は国家的詐欺になりつつあるように思えてならない、このように言っているのは介護保険の創設当時前後の老健局長の堤修三さんが言っております。この方は介護保険の生みの親であります。こういう方たちが介護保険を、社会で介護を支えるということで導入したものが、どんどん変質をして、介護を必要なときに受けられない、こういう制度になって、今現状が来ているというのは、非常にやっぱり危機的な状況だと私は思います。

今後ですね、国の動向等を見ながら、介護保険、やはり保険料を払って、そのサービスが受けられるような、そしてもし介護保険を使えないならば、牛久独自のサービスに切りかえるべきではないかと思えます。

これは4番目の質問にちょっとかかるんですが、今介護保険の問題にずっと触れてまいりましたが、介護保険は国保と同じように、保険料を払って利用する保険であります。これは福祉ではないというのは重々承知をしております。しかし、この介護保険制度が導入される前、市独自でヘルパーを採用していたということを聞きました。今後、介護保険、この使い勝手の悪い介護保険になっていくのではないかという大変危惧をするものなんですが、その介護保険では使えない方たちがもし出てきた場合、そういうようなことのためにも、市独自で福祉サービスを充実をしていく、その一つとしてヘルパー、そういうものを導入をしていく、こういうような必要性が出てくるのではないかと思います、その辺の考えについて伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

今、介護保険を使えない方、例えば要介護認定、要支援の認定を受けていない方につきましては、社会福祉協議会で行っていますふれあいサービスなどの有償のボランティアの事業がございます。今現在は、有償、30分当たり300円というような自己負担で実施しております。このような事業につきましても、今後利用者の増加が見込まれますので、事業内容の見直しな

どを行い、また、介護保険で今シルバー人材センターで行っておりますホームヘルプサービスと同じような形で、また地域支援事業の中でも取り入れられるかどうかということも検討しているところです。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、次長のほうから介護保険が使えない方たちは、社協のやっているふれあい有償ボランティアのサービスがあるという紹介がありました。このことについては存じております。30分で300円ということで、そういうようなサービスを使っていられる方もおられます。しかし、やはり今後、介護保険が使えなくなる状況が目に見えて、今後予想されております。制度の問題が非常に大きいのですが、市独自でもう一度ヘルパーの導入について考えはどうか伺いたいと思います。

例えば、こういう制度に従わないときに、ペナルティーとかそういうものが市独自でそういうものを導入をした場合に、そういうようなペナルティーとかあるのかどうか、それについても伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

市独自でホームヘルパーを雇用して、介護保険に該当しない方についてのサービス提供はどうかということですが、現時点では、市でホームヘルパーを採用して事業展開ということは考えておりません。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、制度に従わないときにペナルティーはあるかということを質問したんですが、御答弁がなかったので、もしわからなければ後でお願いいたします。

そして、3番目の質問に移ります。

障がい者の交通費補助の問題について伺います。

4月から障害者差別解消法が施行されましたが、牛久の市議会でも差別解消法について理解を深めるために、障がい者の皆さんの声を聞き、そしてまた講師を招いて講演会といたしますか、研修会を行いました。相模原市の障がい者施設の殺傷事件は、多くの方に衝撃を与えております。被疑者は生産能力のない人は国家や社会の敵であり、そうした人を抹殺することが社会的正義と見ていた、このような関係者からの取材を通じて報道されました。

今回の事件をきっかけに、障がい者に対する差別が広がるのではないかと心配をしております。今回の事件を特異な者による不幸な出来事で終わらせてはなりません。人の命は個人の存在を何かの役に立つか、国家や社会に貢献するかといった効率や利用価値に結びつけてはならないと考えます。

罪を犯せばその人は処罰されます。しかし、テロを含めて犯罪をなくすためには、罪を犯した個人に注目するだけでなく、貧困や格差、差別を許す風潮など、現在社会が抱えているさまざまな問題にも目を向ける必要があります。戦争をこの世からなくすることができないのだから、平和のために武力行使もやむを得ない、こういうふうなふうに考えている方もおられますが、こういう考えのもとでは社会の役に立たない命は尊重しなくてもよいという発想につながってまいります。一人一人には生きる権利、人権が保障され、たとえ寝たきりになっても、障がいのために働けなくなっても、そこに命がある限り、かけがえのない個人として尊重されるべきものであります。今回の質問は、身体に障がいを持ちながら働かざるを得ない方からの相談からであります。障害者年金の該当者ではないので、いろいろな作業所での機能訓練を兼ね、仕事を続けております。

牛久市では交通費の助成では身体や知的障がい者では障害者手帳3級や内部障害3級などで補助があります。しかし、4級では交通費の補助はありません。その方は、取手市にあるA型の作業所にJRを利用して通っております。その作業所で聞いたのかどうか定かではありませんが、取手市では障害者手帳を持っていれば月額5,000円まで制限はありますが交通費の助成があることを知り、牛久ではなぜないのだろうかと疑問の声を寄せてくれました。調べましたところ、取手市では条例で定めております。

そこで質問は、障がい者が機能訓練を兼ねました作業所に就労または訓練のために通うなど、交通費の補助の考えはどうかお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 障がい者の交通費補助についてお答えいたします。

障害者総合支援法におきましては、「常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他障害福祉サービスの在り方」について、施行後3年を目途に検討するとしておりましたが、新たな施策等の具体的なものには至っていない現状であり、就労施設に通所する方の交通費につきましては、給付の対象となってございません。

現在、牛久市で就労施設に通所する方は、就労継続支援（A型）に55人、就労継続支援（B型）に134人が通所されており、通所する際に市内の就労継続支援施設におきましては、交通費の支給を行っている施設もあり、また、自宅や牛久駅から施設までの送迎などを行うことにより、通所されている方もございます。

全国的に就労継続支援施設に通所される方の工賃が安いとの問題がある中、交通機関を使用し通所される方につきましては、交通費の負担が大変とは思いますが、施設におきましても工賃のアップにつながるよう受注の拡大等に努めておりますので、交通費の支給につきましては、工賃等のアップ及び法令の改正動向を見据えながら検討していきたいと考えております。以上

です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 再質問いたします。

今の交通費の補助の考えについては、作業所の工賃のアップまたは、市としてはそういうような助成の考えがないというふうに受けたんですが、取手の場合は、就労支援だけではなく、いろいろと障がい者、そして障がい児も、その機能訓練、もしかしたらそういうところに、特別支援学校などに通う、そしてまた、その付添人もその交通費の助成というのが考えられております。これは昭和50年からもう既に取手のほうではやっていたそうです。その方から私も情報がありまして、いろいろと取手のほうの条例なども見ますと、そんなに詳しくは規定はされていません。とにかく障がい者のために交通費の助成をしようという、本当にそういうようないろいろ制限を設けてやっているわけではないので、確かに市内、そしてまた市外に行っている方もいると思いますので、その辺、障がい者の少しでも就労する意欲というか、訓練を兼ねたものなので、その辺の考えを再度伺いたいと思います。ぜひこれは実現をしていただきたいというふうに思っておりますので、すぐにでは無理でも、ぜひ検討をするなど、そのような障がい者の願いに沿ったものと考えてはどうかと思いますが、再度伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

先ほども答弁しましたが、牛久市内の事業所におきましては、事業所から自宅または駅まで、希望があれば送迎している事業所が大半でございます。助成の開始等につきましては、先ほども答弁しましたが、国の法制度の改正などにより、給付として認められるかどうか、今後議論になってくると思っていますので、そのあたりを注視して検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、次長のほうから法制度の改正というふうなお話がありました。これは取手の場合には取手市独自で条例をつくって、補助をしているということなんですね。別にこの、皆さんが市内かどうかというのは私も定かではありませんが、牛久市に例えばA型の作業所はたしか1カ所しかないというふうに聞いています。そうしますと、この近辺で言いますと、取手、それからつくばにもあるということなんですが、そういうところに行くにはどうしても交通費がかかってしまうということで、障がいを持っている方はそれなりにやはり生活指数というんですか、そういうのが大変厳しいというふうには聞いておりますので、せめて交通費の補助のお考えですね、市としてできることなので、その辺についてもう一度伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

仮にこの補助金ですね、通園、通所の補助を実施しますと、現在のところ市の単独の財源を用いることとなります。先ほど答弁しましたが、牛久市のほとんどの事業所におきましては、自宅から事業所、または駅の近くまで送迎というのは既に実施されておりますので、今のところその単独での実施というのは考えておりません。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 非常に数は少ないかもしれませんが、こういうことで障がい者の就労を促していく、国も障がい者にも就労の場所、そしてそういう場所を提供していくという方向性が出ているのではないかと思います。そういう中でやっぱり牛久は非常に障がい者のこのささやかな願いについても応えていただけないということがわかりました。今後についても取り上げていきたいと思っております。これで一般質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時30分といたします。

午後0時27分休憩

午後1時30分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、17番鈴木かずみ君。

〔17番鈴木かずみ君登壇〕

○17番（鈴木かずみ君） 日本共産党の鈴木かずみです。

通告に従いまして一般質問を進めてまいります。

まず、1点目、イズミヤ撤退対策についてです。

今議会において既に5名の議員よりイズミヤ撤退対策についての一般質問が行われました。私は、市民がどのように考えているか、どうしてほしいと願っているかということを中心に質問をしていきたいと考えております。

新聞報道等では、イズミヤ牛久店の社長が7月15日に牛久市を訪れ、来年1月末に完全撤退するとのことで、市長は7月27日の定例記者会見で明らかにしました。

1階の食品、2階、3階の衣料品、4階のインテリア品などの売り場であり、市の財政を持ち出すことなく代替店を確保したいということでした。

撤退の経緯について、これまでも若干述べられてきましたが、もう少し詳しく御説明をお願い

いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 御質問の撤退の経緯についてお答えをさせていただきます。

小松崎議員の御質問にもお答えをさせていただきましたが、イズミヤは賃貸借しているフロアに加え、所有するフロアについても議員が今御説明ありましたように、平成28年7月15日に市役所を訪れ、平成29年1月末をもって完全に撤退するとの表明があったところでございます。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 詳細にお願いしたいと言ったんですけど、余りにも簡単じゃないでしょうかね。まあ、そこで言ってもあれですから。

昨日の関連する次長の答弁の中で、イズミヤに対して誘致のことだと思うんですけども、イズミヤに強く要請しているということがあったと思うんですが、具体的にどのように要請をしているのか。それに対してイズミヤからどのような返答が来ているのか、いないのか、改めて伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） 私のほうから御答弁申し上げます。

イズミヤさんに対しましては、まず、3階、4階の撤退の話がありまして、次に1、2階の撤退があったわけですが、共通して、もし撤退するようなことがあれば、その後ですね、食料品関係が近隣住民の方にとっては重要なお店となるということで、その後のお店を探していただきたいということが1点。それと、万が一出ていくときには、早目に市のほうに伝えていただきまして、その後の出店ですね、あるいは市のほうの対応を決めて対応していかなければならないので、早くその意思表示をしていただきたいというようなことをお願いしておりました。以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 出ていくときは早目ということは、これはいつの時点の強く要請したという内容になるのでしょうか。その時期について、これは7月15日にイズミヤの社長が訪れたときにこのような話をしたのか、もっとその前にできるだけ早く意向を示してほしいということを行ったのか、その時期について伺います。

○議長（市川圭一君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） 先ほどちょっと日にち等言わなかったんですけども、3、4階を撤退すると言ったときでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 次に、この問題、大変重要な問題であります、市長の取り組みの姿勢と方針、決意についてお伺いしたいと思います。

なぜこのような質問をあえてするかと申しますと、あることを耳にしたからであります。前市長が「俺はヨークベニマルもカスミも知らなかった、イズミヤの問題は俺ならやれるが根本ではできない」。このようなことをまことしやかに言っているようで、それを聞いた市民が不安に思っているとのことでありました。どういう意味か耳を疑うような前市長の発言が伝わってきたわけです。この議場でもヨークベニマルやカスミの話を何度か市長の答弁の中で聞いておりますので、何とも理解しがたいことでもあります。ですから、根本市長にはしっかりと市長の取り組みの姿勢と方針、決意について語っていただきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 取り組み方針と、それからこれからの決意でございますが、まず、牛久駅西口地区の市街地再開発事業は、当時、町施行の再開発としては全国でも例がなく、東西を結ぶ牛久駅橋上ビル化、そして牛久駅東区画整理事業とともに、市の重要施策として実施されたものであります。

エスカードビルは、牛久市にとりまして、中心拠点となる大変重要な施設であり、イズミヤの撤退は駅周辺の空洞化、中心市街地の衰退、ひいては牛久市全体のイメージダウンにつながり、まちとしての活気を失う大きな要因となるものと認識しております。このたびのイズミヤ撤退に関しては、市として積極的に関与してエスカードビルの再生、そして牛久駅西口周辺の再生に取り組んでまいります。

イズミヤは所有するフロアの取り扱いについて、今後どのようにするのか、会社としての方針がまだ決まっていない状況であり、そのために市としましては引き続きイズミヤに対し、早急に結論を出すよう強く要請するとともに、今後さまざまなことが想定されるため、イズミヤから具体的な方向性が示された段階で、市として早急に判断ができるよう準備を進めているところであります。

なお、9月1日より市の職員2名を専属配置し、エスカード対策室を設置して体制を強化し、牛久都市開発株式会社とともに作業を進め、早期に新しい事業者を誘致できるよう最善の努力をして取り組んでまいります。

私がこのときに一番危惧しているのは、やはりそのような、先ほど鈴木議員が指摘されていたように流言飛語でございます。あること、ないこと言われまして、これからの住民に対する不安をあおる、これはもってのほかでございます。まして、そのような状況にあった人が、もう少し早くこのような状況に対して準備しているならば、もっと違う状況が、私はあったのかなど、強く思っております。以上であります。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 失礼しました。ありがとうございます。

市長の並々ならぬ決意も示されて、何としても早急に見通しが立つよう、御尽力をお願いしたいところです。

平成26年の3月に答申が出された牛久駅西側地域整備基本計画があります。計画の目的には、時代の流れによって生活スタイルの変化や大規模商業施設の郊外進出などにより、人が中心市街地から離れる傾向が続いており、中心市街地における深刻な空洞化が進んでいること。牛久駅周辺の中心市街地の活力を取り戻す政策は、全市を挙げた喫緊の課題となっていること。こうした社会的背景を踏まえて、将来的にも持続する活力を取り戻すために、牛久駅を中心とした西側地域のまちづくり整備方針や方向性を検討、策定することを目的とするとこの計画にあります。

これはまさしく前市長のもとに牛久市都市計画マスタープラン審議会のメンバーにより答申が出されたものです。さらに、平成26年の6月議会では、議員の一般質問に対し、「エスカード活性化検討委員会を平成25年11月に設立し、3回の会議を実施し、主にエスカード4階及び空きスペースの利活用、駐車場対策について議論を重ねております」と、相当の危機感を持っていることもわかる状況でした。それは、近隣において平成25年、土浦駅西口再開発ビルのイトーヨーカドー撤退の問題、そして平成21年、あみアウトレットオープン、平成25年にはイオンモールつくばオープンなど、その危機感をあおるものでしたが、さらなる直接の危機感は、牛久駅東口のヨークベニマル、西口のカスミ刈谷店の出店です。ここまでは前市長のもとで進んできたことでありまして、「俺は知らなかった」などとどこから出てきた言葉でしょうか。

それはさておいて、当時、平成26年の6月議会では、イズミヤが関東地区全面撤退もあり得る、エスカードビルは商業施設のみではだめで、文化や行政の拠点として再編することが必要との答弁もありました。

ここで、当時のことも全てよく御存じの副市長にお伺いをしたいと思います。まあこの2年間に、どのような論議がされてきたのか、されていきましたよね、その点を確認したいと思います。この間で、何か進められたのでしょうか、前市長のもとでは議論だけで終わったのでしょうか。それとも、東口広場の改修に化けてしまったというのでしょうか。さかのぼれば、10年も前から西口の活性化が叫ばれてきた中で、実際の対策は後手後手になって、今市長がおっしゃられたように、現在に至っているとも考えられます。

これまでの経過と市の取り組みはどうだったのかということについて、副市長に伺います。

○議長（市川圭一君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） 私のほうから御答弁申し上げます。

この駅の西口ですね、エスカード関連に関しましては、当時、先ほどおっしゃってました活性化の検討委員会、それは平成25年、確かにそうです。その当時、西口のあのエスカードビルは牛久市のまちづくりにとって重要な拠点であるという認識のもとにおきまして、あそこのエスカードホールの改修、それと総合窓口ですか、の開所そういったものを市として直接的に取り組んできておりました。その中で、先ほど議員がおっしゃったように、イオンとか、あるいはヨークベニマルさん、あるいはカスミさん、東西ですね、そういったものがあつた中で、エスカードのキーテナントであるイズミヤさんの売り上げが、最盛当時の半分以下になってきてしまっているというような状況があつて、その活性化、あそこのビルを含めた西口の活性化ということを検討するというので、市役所の幹部、部長、それと都市開発株式会社、それとイズミヤさんで、あそこの先ほど議員さんがおっしゃったように、市の施設と、公共施設と、3階、4階に配置することによって、イズミヤさんが借りている部分、床ですね、その床の賃貸借が、売り場面積は減りますけれども、賃貸借料が削減されると。なおかつ、あそこの活性化のための公共施設等をあそこにつくって、さらなる活性化が図れるだろうという考えのもとで、その活性化検討委員会を結成したわけです。その活性化検討委員会におきまして、3、4階の基本構想的なものでございますけれども、最終まとめて、その委員会から副市長が会長、当時の副市長が会長だったわけですが、市長のほうに報告したというような経緯がございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 次に、イズミヤ所有権の地下駐車場から2階、3階の一部までについてのことをお伺いしたいと思います。

これはまさにスーパーの誘致、買い物難民を生まないために、切れ目のない売り場の確保ということが必要であることは当然のことです。イズミヤが所有権を持っている部分について、まだ交渉段階であると、不透明であるということですが、地域住民の買い物難民を生まないために、最大の努力が期待される場所です。

イズミヤをこよなく愛して、現に利用している市民はどうかといいますと、エスカードやベルヴィラのマンション等の車を持たない方たちの中には、ひとり暮らしの高齢者で、やっとの思いで下へおりてきて買い物をしている方もいらっしゃいます。また、電車からおりた人たちが夕食の買い物をしていく姿もよく見られます。それから、昼間は高齢者が目立ち、刈谷方面からも、カスミができてバスがあるのでイズミヤに来たほうが交通の便がよいと、ほとんど毎日リュックを背負って出かけて、1日過ごしているという方もいらっしゃるようです。ですから、食品だけでなく、日常雑貨、衣料品テナントでの買い物もできるからであります。

イズミヤの撤退がうわさされている大分前から、「できるだけ私はイズミヤで買い物をするようにしているのよ」という方も何人もいらっしゃいます。多くの方から何としてもあの場所で買い物ができるようにしてもらえないか、こうした強い要望があります。

1月に撤退であれば、その前に誘致のめどが立ったとしても、リニューアルなどで何カ月かの空白が生まれることが予想されます。その間の対策も考えなければなりません。例えば、引き売りなどの計画、切れ目のない売り場の確保、当然対策をお願いしたいと考えますが、引き売りなどの計画の対応などについて伺います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの御質問の「イズミヤ所有権の地下駐車場から2階までについて」にお答えをさせていただきます。

同じような答えになってしまうかもしれませんが、先ほど市長からも御説明がありましたが、イズミヤが自社保有している地下駐車場と1階、2階、3階のフロアに関する、その最終的なフロアの扱いについて、イズミヤよりまだ回答をいただいていない状況にあります。市としましては、イズミヤに早期に回答を出していただくよう強く要請をするとともに、早期に新しい事業者が誘致できるように最善の努力をしまいたいと思いますので、御理解と御協力のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 差し支えない交渉の一端といたしまして、私はそのイズミヤの関係者の方にスーパーが撤退する場合、もう何でも、これは冷蔵庫とかいろいろありますね、そういうもの、置いていってもいいよと。また、あれ処分するの非常にお金もかかります。また後から時間がなくなったので、そういう人たちにもすぐに入るように、これは置いていたらどうかという提案もいたしました。また、そして私もあの土地に第三セクターということで上がったわけですが、私も第三セクターのあり方というのちょっと考えたところがございます。本当に一企業のいろんな事業の形態でもってまちの空洞化になるということは、これでいいのかなという話もしました。ただ、一つは、負もありますが、正もあるということもあります。そういう第三セクターであるからこそ、隣の西友のほうはそのまま撤退しまして、そのままビルの、今でも入っておりますけど、ああいうスーパーではない業態になってしまった。また、ああいう第三セクターでこそ、我々行政もいろんな対応もできるという、またこれも一つの正の財産だろうかなと。ですから、負もあれば正もあるということで、私たちは負は仕方ないけど、その正をいかにこれから生かすかということに全力を挙げて、そしてまだ私たち、先ほどから何回も言ったように、非常に交渉している状況でございまして、余りこっこの手のうちを言ってしまうといろんなこれからあるのも現実であります。また、先ほどもありました

けど、私が、いろんなお考えがある人があると言った人がおりましたけど、だったら、牛久市民であれば、そういうお考えを私のほうに示して「根本、こうすればもっとよくなるよ」ってことを積極的に私に言ってほしいなって、率直な気持ちでございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 先ほど引き売りなどの計画も考えていかなければいけないんじゃないかという質問をしたんですが、その点についてはちょっと後で機会があれば答弁していただきたいと思いますが、今市長が負もあれば正もあるというお話があったので、次の質問につながると思いますので、そちらに移りたいんですが、要するに3階から4階ですね、イズミヤ返還フロアの、そこの部分のリニューアルと利活用について、これはまさに正の部分に入るのではないかというふうに私は考えているわけなんですけど、市民の皆さんに、私、いろいろこの撤退後、あそこの場所がどんな場所になったらいいのかというようなことで聞いてみました。そうしましたら、たくさん意見が出されまして、特にこの西側地域、駅周辺地域には公共施設が少ないという感覚があると。そして、身近に福祉センターのような場所が欲しい。福祉センターに行くには西側の人たちはバスの乗り継ぎをしなければならなかったり、大変、ちょっと不便なところもある。かなり遠いという感覚があります。

もし、このイズミヤの3階、4階を中心としたスペースに図書館が欲しい、それから会議室も欲しい、それから囲碁将棋をする場所、それから中高生の学習室もあつたらいい、それから展示のスペースも欲しい、またイベントや趣味のサークル等のスペース、そしてそのほか、ジムとか喫茶店やレストランなどがあつたら本当にうれしいというような、切実な要望をいただきました。

この図書館、図書室ですか、数年前に廃止をされて、市民から抗議の声をいただいたところなんです。また、展示スペースは、市民にみていただきたい宝物が牛久市は先ほど来たくさんありながら、展示スペースがないという現実があります。また、駅をおりた方から、どこか歩いて行けるところに食事や喫茶店はないですかと、よく駅周辺の方は聞かれると言います。こうした切実な要望を受けて、3階、4階部分については思い切ったリニューアルで、おしゃれでセンスのよい空間が実現できれば、正の部分として市民の夢が膨らみ、自然と人が集まってくるのではないのでしょうか。

このような、いわゆる公共施設化による活性化が生まれれば、逆にスーパー等の誘致の条件ができてくるのではないのでしょうか。これまでの答弁の中で、どうも全体の利活用の計画が立てられないというように受け取れるんですが、食品売り場の誘致ができなければ、何も進まないのかということなんですけど、私は反対の部分もあると思うんです。同時並行的にやはり市民の集まる場としての、そちらのほうをある程度並行、または優先的に、その設計図を出すこと

によって、市民にとっても夢のあることにつながっていくのではないかとというふうに考えるわけなんです、その点、市民要求の強い公共施設化が望ましいのではないかとというふうに考えますが、市の見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの御質問でございますが、先ほど市長のほうからも現在イズミヤと交渉中ということで、手のうちを余り見せたくないというお話もありました。そういったところからいきまして、御質問の3階から4階に公共性のあるものの利活用についてということでございますが、市としましては、イズミヤ撤退後の各フロアの利活用については、現在個々対応ではなく、ビル全体を捉えた利活用の策定が必要だというふうに考えているところでございます。よって、先ほどの御質問にもお答えさせていただいておりますが、イズミヤからまだその保有するフロアについて御回答をいただけていないというところから、まだ全体の計画が、その策定できるような状態にないということでございまして、市としましては、今後も引き続き早急に結論を出していただけるよう、イズミヤに強く要請をしていき、早くその新しい事業者が誘致できるように最善の努力をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただけるよう、よろしく願いいたします。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） そうしますと、どこまで言っているのか、悪いのかというような話にもなってきたり部分もあるかと思うんですが、イズミヤが既に交渉しているわけですね。それで、大手のところからは断られたというような話も聞いているんですけども、実際に中小のところが入ったとして、3、4階も含めた大きな全体をそのテナントが受け持つてやるというようなことは、ちょっとそれは難しい問題になるのではないかとというふうに私は考えて、あえてその3、4階を公共施設化というようなことを言っているわけなんですけれども、市長はこの公共施設化という点については、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 公共施設のあり方についても、2名を派遣しました。また、庁内にも数名のプロジェクトチームおりますので、その人たちにもどのようなことが考えられるのか、また、お店にしても、どういう形態を、いろんなお店、駅前のようなスーパーを回って、どういう形態が今の時代に合うのか、そういうことを調べておくようにという指示はしてあります。ただ、全て公共施設になると、ただ、イズミヤさんからも固定資産税をいただいていることも現実でございます。ですから、全て公共施設にした場合、牛久の税制というものもまた大きなことも考えるところでございます。ですから、その辺も勘案しながら、牛久はずっとこれから、この前も言うておりましたように、税収は下がっていくと。また、その税収も考えなが

らも、やはりこういうことを考えなければならないかなと感じております。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 私は、全て公共施設化ということではなくて、3、4階の部分、上の部分だけというふうに言っているわけなんです、それはあれとしまして、次にですね、いずれエスカード全体の改修ということになると思うんですが、その際には各階ともトイレの改修ですね、今、トイレがかなり老朽化してきて、エスカードホールのほうの新しい4階のトイレまでわざわざ行かれている方もいらっしゃると思いますので、そういう各階のトイレの改修、そして多目的トイレの設置など、可能かどうかということについて伺います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） トイレの改修につきましては、エスカードビルの全体の、先ほどもちょっと御説明しましたが、エスカードビル全体の利活用策定の中において、多目的トイレの設置も含め、改修できるよう牛久都市開発株式会社と協議検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 次に、こういう問題が起きてきた場合には、現在イズミヤで働いている人たちの雇用対策について伺いたいと思うんですが、民間でということでもありましようが、できるだけ現在働いている方たちを優先的に継続して働けるような指導というのは牛久市としてできるのかどうかということについて伺います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） イズミヤさんで働いている人たちの雇用対策につきましては、雇い主、雇用主であるイズミヤに対して、対応をしていただくよう要請をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 次に、駐車場の問題についてです。現在、駐車料金が高くてもそこにとめたいけれどもとめないという方も結構多くて、現在ですと本当にあいていることが多いわけです。安くできないかという市民の声も届けられているわけなんです、今後において、これもテナントによるというふうになってしまうかとは思いますが、地下駐車場がもし無料になれば使い勝手が非常によいと切望されていて、これも魅力の一つにつながっていくかと思えます。そういう点について、今後市として意見を言うていく場があるのかどうかということについて伺いたいと思います。

また、別の視点から見ますと、別の駐車場の確保について、ちょっと離れますけれども、ぶどう園踏切のそばに市営の駐車場があります。現在は平地で活用されていますが、立体化につ

いて検討されていないのか。また、その他の確保策について見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 御質問の駐車場問題についてお答えをさせていただきます。

同じようなことにはなるかもしれませんが、イズミヤの所有するフロアにつきましては、今後どのようにするのか、イズミヤの方針がまだ決まっていないというところでございます。地下駐車場につきましても、イズミヤの所有となっており、さまざまな動きが想定されます。いずれにしましても、駐車場がないということは新しい事業者の誘致にも大きな影響を来すものと考えております。そういった意味では、イズミヤさんに早く答えを出していただくよう要請をしていくというところが一つの答えとなっております。

また、新しい駐車場の確保という点でございますが、現時点では先ほども御説明させていただいたように、全体の利用計画というものの中で、駐車場が今後必要なのかどうかというところも、観点も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） さまざまな問題が考えられるということなのですが、また今後の方向性について市民が集まる場ということはどういうことなのか、活性化するというはどういうことなのか、これまでの論議を生かして、商業ペースと同時に文化や行政の拠点に再編をして、これをまさにチャンスと捉えて、牛久市の新たな活性化につなげられるよう、早急な手だてを期待して、次の質問に移ります。

大きな2点目としまして、空き家対策についてです。これまで私どもがさまざまな市民の相談に乗ってきましたけれども、低所得者の住宅問題もかなり深刻です。安いからといって民間の老朽化した家を借りても、湿気等々、劣悪な住宅環境から抜け出せない高齢者もいらっしやいます。また、若い世代の住宅に関する要望も強く、市営住宅に入りたいが希望するところは倍率が高くて入れない。また、入りたいと思えないような市営住宅もあると、悩みが寄せられているところなんです。そのような折に、国交省が低所得者向けの住宅に空き家を活用し、家賃を一部補助する方針を決めたと報道されていることが目にとまりました。国は、公営住宅を十分に供給できないため、都道府県ごとに一定の基準を満たす空き家を登録し、入居希望者に仲介する仕組みを来年度につくる。それは、目的として低所得者の住宅環境の改善と空き家の減少を目指すとあります。来年の通常国会に関連法改正案の提出を目指すという段階での話ですので、まだ具体的には市としては言えないというところかもしれませんが、空き家解消につながるのではないかと期待もあります。空き家活用の家賃補助について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（市川圭一君） 答弁を求めます。

2番の空き家対策の家賃補助についての質問です。答弁を求めます。建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 家賃補助、国交省の空き家活用の家賃補助につきまして、7月22日付朝日新聞で「空き家活用へ家賃補助、低所得者向け仕組みづくり」との見出しで掲載されており、その仕組みにつきまして解説がされていたことにつきまして把握をしております。

このことにつきましては、新聞報道後、早速、茨城県の空家担当部署であります土木部住宅課へ確認をいたしました。現在、国からの正式な情報提供はないとのことでもございました。

また、県から国へ確認したところでは、国土交通省社会資本整備審議会住宅地分科会の小委員会におきまして検討し、中間取りまとめの段階であるとの回答を伺っております。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） すり合わせがちょっとうまくいっていなかったような印象を受けましたが。

まだ国のほうの方針がはっきりしないから、何とも答えられないということだと思んですけども、牛久市のそういう低所得者の方たちの住宅の問題ということで、今回ちょっと考えてみたいということで質問をしております。

次に、市営住宅が一つの大きな受け皿となっているわけなんですけれども、市営住宅をめぐる状況についてお尋ねをいたします。

現在の市営住宅の入居条件、また市営住宅の入居者数、そして条件ですね、それから、住宅の戸数、待機者の世帯数、傾向、また今後の方向性について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 市営住宅に関係します御質問にお答えいたします。

初めに、市営住宅の入居条件についてですが、まず、牛久市内に住所または勤務場所があること、現在住宅に困っていること、全ての税を滞納していないこと、収入基準に当てはまることなど、さまざまな要件を満たしていることが条件となり、募集時期に申し込みすることができることとなっております。

次に、市営住宅の入居者数でございますが、8月1日現在で、253戸532人の方が入居しており、住宅戸数につきましては、101棟311戸を管理しております。

次に、待機者世帯数の御質問でございますが、待機者の捉え方がちょっといろいろあるかと思えますけれども、7月に南裏住宅の3戸、前山住宅2戸の入居者の募集を行いました。その結果、南裏住宅につきましては応募がなかったということ、それと前山住宅につきましては2戸の募集をかけたんですが、そのうち1戸が抽せんという形になりまして、待機者とは異なると思えますけれども、1世帯が抽せんの補欠世帯として登録されたというところでございます。

最後に、猪子住宅を含めた今後の方針につきましては、猪子住宅・落合住宅・新山住宅・新町住宅の119戸、これは木造でございます、建築から50年を経過しておりまして、老朽化が進み、現在の耐震基準を満たしていない状況にありますので、牛久江市市営住宅長寿命化計画に基づき、猪子住宅に集約し、住みよい住宅提供をできればと考えているところでございます。

今後につきましては、現在住んでいる方の年齢層や家族構成を踏まえ、整備方法など関係各部署と調整を図りながら進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 根本市長が市営住宅についてですね、就任当初、猪子住宅を見て大変驚かれて、何とか再建したいというふうに申しておられましたが、私はこの再建と同時に、市営住宅と複合施設、サービス付高齢者住宅ですか、そうしたものを複合施設として検討されてはどうかというふうに考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか、伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久の市営の住宅に入る方、非常に高齢者であります。また、独居老人でございますので、先ほども言ったように、先ほどの国のほうの補助金ということを言われました。非常に一般のアパートは2階建てという、1階、2階建てもございますけど、そういう状況であって、そういう高齢者、独居老人の方がそういう場所に入ってもどうなのかなという感じもいたします。

ですから、私たちは、私の基本としては、そういうものの集合住宅にしまして、独居老人にしても、そういう高齢者にしても、入りやすい住宅のほうがいいのかなということを考えています。

また、家賃にしても、非常に猪子住宅は安い、本当に安い値段で入っています。でも、今さら上げると言ってもそれはかなわないことでありますので、まず今の私のあれですけど、今の移転されても、その料金でいいのかなと。新しく来る人には改めて新料金でいいのかなということでありまして、また、そういう集合することによって、買い物に対してもそういう、先ほど言ったような、物の引き売りみたいな業者もビジネスチャンスとあれば、そういうところにも入ってくるのかなということで、まずそういうものの集約化しよう、猪子住宅への私の一つの大きなものがございしますが、ほかにあれば、もし条件であれば、あそこ、猪子住宅を仮に売って、また違うところにいいのかということも話しながら、そういう状況も考えながら、何が一番いいのかなと思いつながら、そういう鈴木議員のいろんなお話、また議員の皆さんのいろんな御意見をいただきながら、この住宅のあり方、そしてまた補助金のつけ方も検討してまいります。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 先ほど、国交省の方針との関係で質問したわけなんですけれども、国交省がこういう方針を出すまでもなく、自治体として既に家賃補助ということで取り組んでいるところもあるわけですね。例えば、ひたちなか市では、2010年から家賃5万円以下の物件で、補助2万円を上限として補助をしていると。それから、岐阜県の多治見市では、2007年から市営住宅の入居条件がある市民に対し、空き家入居に上限1万5,000円の家賃補助を市独自に出しているということですが、空き家、空きアパートなどに対して一定条件を満たした物件に家賃補助を出していくというような考えがおりかどうか伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 空き家に対します家賃補助につきましては、牛久市では空き家等に対する補助についてはございませんが、平成21年度から県の負担金を受けて、離職によりまして生活が困窮し、住宅を失いそうな方に対しまして、求職活動を行うことなどの要件に基づいて、最大9か月を限度に家賃の額を支給し、平成27年度実績といたしましては、3名の方に支給をしたという状況がございます。

御質問にございました空き家等に対する家賃補助につきましては、今後の国や近隣市町村の動向、また、市営住宅の建てかえ等の動きを見据えながら、検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 今お話があったのは、住宅給付金のことかと思われるわけですが、何らかの事情で非常に生活が困窮した際に、仕事がなくなってしまうたりした際に、住宅援助を受けて、次につなげられればということで、この住宅給付金ですか、制度としてあるわけだと思んですが、当事者にとっては大変意義のある制度だと思われます。しかし、今伺った中でも、3名の方ですね。期間が3カ月から9カ月と聞いておりますが、その間に次の仕事が見つかったり、新たな生活の出発ができるような状態になればいいのですけれども、なかなか今の状況の中でそういうことも難しいという場合もあるのではないかと思います。ですから、この住宅給付金を受けたとしても、最大で9カ月でもう切れてしまうという給付金だと思わすね。非常にこの年取も少ない若い世代が、市営住宅には入れればという強い要望があるわけですが、住宅給付金だけでは補い切れな、そういう実態があるのではないかと伺います。

若い人たちが市営住宅に入ったとしても、生涯市営住宅にいるというケースもあるかもしれませんけれども、見通しが立てば、持ち家を持つことにつながるケースもあるのではないかと考えます。

市民の状況に応じて住宅を提供して、生活環境を整えるチャンスをつくる、そうした手だてを援助するということは、非常に大切な市民ニーズに応える道でもあるかと思わすね。

国庫補助、国交省の補助の制度ができれば、タラレバの問題になってしまうと思うんですけども、そうした場合には、もしその国交省の方針が決まった場合には、牛久市としてその家賃補助の検討もするという考えがあるかどうか確認したいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 御質問の国交省の空き家への家賃補助の、牛久市ではどんなふうを考えるかということでございます。今後の少子高齢化社会におきまして、世代間を問わず、全ての方が住居を確保するということは、人が生活をする上での基礎であり、非常に重要なことであると認識しております。今回の国交省の補助制度に関しましては、動向を注視しながら、具体的な制度内容が明らかとなった段階で、内容を確認し、予算面も含めて関係部署と連携して活用できるか検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） よろしくお願ひしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、鈴木かずみ君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時35分といたします。

午後2時18分休憩

午後2時35分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、18番利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄でございます。

通告順に従って、質問をします。

まず最初に、イズミヤ撤退問題についてであります。

これまで、同僚議員がいろいろと質問をしてきましたが、イズミヤ自身の動向がはっきりしない中での、先が十分見えないというのが現状だと思います。

議論の中で必要と思われる箇所が出てきました。通告から少しずれるかもわかりませんが、できる限りの答弁をお願いしたいと思います。

私は、駅西口開発事業計画段階から、地権者の相談に乗ったり、また再開発とはどんなものかというような学習会をしたりしてかかわってきました。

その中で、泣く泣く移転をした人たちの思いは今でも心に残っております。市はそれらの状

況をしっかりと受けとめ、市民の代表として臨むべきであり、今後の交渉に当たって、毅然とした態度で臨んでほしいと。市にプラスになる方向で臨んでほしいということを申し上げたいと思います。

再開発ビルは、地権者の土地や財産、市税、国税などを使って大きなお金、300億円も超えるお金を使って建設をされました。そのような中、イズミヤの負担は約50億円と聞いております。これはイズミヤの言うままに、言うままの撤退ならば、市民や地権者に対して言いわけにもならないと思うわけであります。

管理会社である第三セクター、牛久都市開発株式会社の資本金は、現在1億2,000万円、そのうち牛久市が出資49.9%、一般法人は31.2%、金融機関が11%、一般個人が7.9%となっております。イズミヤの当時の経営方針は、土地や建物にお金を出さず、再開発ビルなどを中心に出店してきた経緯があります。

約30年の営業を重ね、赤字はあったろうけれど、収益を上げてきたのは事実であります。自分たちの都合で撤退をするのでありますから、現状のまま別のテナントを紹介するのは当然のことだと思うわけでありますが、執行部の考え方をお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） イズミヤが別のテナントを紹介するのは当たり前ということですが、そのことにつきまして、市としまして、イズミヤに新しい後釜の会社を誘致するようというところで、強く要請をさせていただいているところでございます。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 企業として自分の都合で撤退をするのでありますから、当然のことながら市民や市に対して詳細な説明をすべきであります。現状のところを見る限り、後ろ足で砂をかけられたような状況になるというふう思うわけであります。このような中でもしそのようなことがあれば、違約金などを検討すべきではないかというふうに思います。

また、このような状況の中で、牛久市とイズミヤの合意が得られない場合は、管理費だけでも年間約1億円かかるというふうに言われております。これらを含めて、市の考え方をお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） 御質問の、まず違約金の件でございますけれども、これは賃貸借契約なり、あるいは自己所有床ですので、違約金の発生は特にはございません。

それと、そのほか……、以上でよろしいですね。

失礼しました。管理費等でございますけれども、所有者、床ですね、床を持っている方が基本的に管理費を支払うということでございますので、イズミヤさんのほうで後のキーテナントを

あそこに配置して、床は売るなり、賃貸借なりいろいろあるんでしょうけれども、配置すればそのお金で管理費を払うということになるでしょうが、もし床を持ったままでお店もあそこに進出してこないということになりますと、イズミヤさんはそういった管理費は支払っていたかというような関係になります。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） イズミヤと市のほうが決裂して、撤退したままで行けば、約1億円毎年管理費を払わなければならないと。イズミヤは阪急グループに吸収合併されたそうですが、阪急グループでそのようなことを認めるわけではないというふうには思うんですが、これは今後の交渉の中で明らかになってくるかと思います。

次に、ちょっといろいろ心配、不安に思っていることがありますので、役員構成についてお尋ねをいたします。

昭和61年、1986年、この第2回定例会で第三セクターの取締役は持ち株に応じて権利者3名、イズミヤ1名、住友商事1名、市から2名、第三者から1名と。管理については権利者1名、金融機関1名というふうに当時の質問で答弁をしております。現状と変わりあるのか、ないのか、この点についてお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 御質問の現在と当時の役員がどう変わっているかということでございますが、オープン当時の役員につきましては、今議員おっしゃったように、市が2名、地元権利者が3名、それとイズミヤが1名、住友商事、それと第三者1名、そして今現在監査役の2名の、計10名ということになっておりました。現在は市が3名、地元権利者が2名、それとイズミヤ1名、第三者1名、そして監査役2名の9名となっております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） そうしますと、住友商事、それと金融機関ですね、これがどうなっているのか。何を心配しているかという、この権利者ですね、この中に床を所有している人の中で、いろいろな私は問題があるんじゃないかなと思っている人がいるのではないかと思っていて、この権利者の中に入っていきますと、この取締役会なんかはどうなるかわからないということなんですが、権利者が今3名のところ2名になったんですが、これは取締役の任期ですね、これ等についてまずちょっとお尋ねをいたします。この2つですね、住友商事と金融機関の問題含めてお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） 取締役の任期の件でございますけれども、2年となっております。

住友商事に関しましては、以前あそこの株を持っていたかと思います。その株を牛久市のほうに寄附して、49.9になったのはそういう経過があるわけでございますけれども、その住友商事がそういった関係であそこを抜けたということで、取締役会からも抜けているというふうに認識をしております。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） ちょっとよくわからないんですが、住友商事が株、出資したお金を市のほうに返還したということは、これは市のほうの一般会計に入ったのか、それとも市の出資額にプラスをされたのかということ。

それと、取締役の任期は2年ということですが、現在の取締役はいつまでの任期なのかお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） まず、1点目のほうの住友商事さんの件でございますけれども、住友商事さんのほうは、先ほど申しましたように市のほうに株を寄附して、市が出資した形となって49.9という出資比率になっております。

それと、任期のですけども、本年の株主総会及び取締役会におきまして更新になっておりますので、あと2年、ですから30年になりますか、30年になると思います。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） イズミヤ撤退問題について、取締役会でどのような議論がされて、どのような方向性が出ているのかお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの役員会での討議の内容という御質問にお答えをさせていただきます。

取締役会議事録には、企業の重要な情報や戦略等を記載していることが多いことから、閲覧または謄本の請求ができるのは株主や債権者に限定されるほか、会社法の規定により、牛久都市開発株式会社のような監査役設置会社においては、閲覧または謄本の請求には裁判所の許可が必要と定められておるところでございます。

また、裁判所の許可につきましても、取締役会議事録等の閲覧または謄写することにより、当該取締役会設置会社、またはその親会社、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認められるときは、許可することができないという旨を定められておるようです。

牛久都市開発株式会社では、イズミヤや新テナントとの交渉方針等の戦略的な議論を取締役会で討議していると考えられ、当該議事録の内容が公表されることとなれば、今後の新たな出店交渉先などにも伝わるのが予想されます。交渉の制約など、牛久都市開発株式会社に損害

を与えられることも考えられます。

また、都市開発株式会社より取締役会での討議内容についてはお答えすることはできませんというふうにも伺っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 憲法第15条第2項で、全て公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと定めております。社長である市長は特別職の公務員であり、全体の奉仕者であります。市の税金を使い出資した約6,000万円ですね、出資している以上、市民に対する明確な情報提供は当然のことと考えますが、市民、納税者としての知る権利、これも当然だと思います。これらについてどう考えるのかお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） 日本の決まりの中で、最高法規として憲法があるわけでございますけれども、それを頂点といたしまして、各法制、法律関係が定められていると認識しております。その中で、現在ある株式会社法、これは憲法にのっとりた上での法律ということで理解しておりますので、先ほど説明した部分につきましては、憲法違反ではないというふうに考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 市税を使って約6,000万円ぐらいお金出しているんですよ。それを市民、特にあそこに住まわれている、エスカードに住まわれている賃貸、そしてまた分譲の方、当然詳しいことは知りたいわけですよ。それを、その方々から集めたお金、これが出資として出されているんです。当然知る権利として、現状、取締役会で決められたこと、戦略的なことも言われておりましたけれど、そういうことを知りたいということじゃなくて、牛久市として、またイズミヤ、さらには都市開発株式会社、どのような交渉をしながら、どのような方向に向かっていきたいのか、それらを含めて、当然税金を払っているのは私たち、牛久市の最高責任者は市長でありますけれど、しかし住民が主人公です。その人たちが市長を立てて株主になっていると私は判断をしております。当然取締役会の議論の内容について報告すべきだと思いますが、これらを含めて絶対に公開しないということなのかお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） 先ほどちょっと法的な関係は申し上げたところでございますけれども、利根川議員さんおっしゃっているその市民の利益という点におきましては同感でございますが、この都市開発株式会社が今このイズミヤの撤退に直面しております、そのイズミヤとの交渉、あるいはそのエスカードビルとの今後の方向性といったものを、事前にその内容が定まらない段階におきまして、それを公開することによって都市開発株式会社、あるいはイズ

ミヤとの折衝が破たんしたり、まずい方向に行ったりした場合、結果として市民の不利益になるというふうに考えておりますので、御理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 牛久市が49.9%、50%を超えていないので、議会での議論ということ、議決等はできないようになっております。ですから、なかなか明確な答弁にならないというふうに思うんですが、出資額をふやす考えはあるのかどうかですね。50%を超えれば、財政運営、予算、決算も議決の必要となってくるわけですね。出資額をふやす考えはあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（市川圭一君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） 都市開発株式会社、いろいろな方の出資に基づきまして第三セクターという形をとっております。そういった権利関係の均衡ということもあろうかと思えます。現時点ではその出資を増額する、出資率を上げるというふうなことは考えておりません。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 当然、イズミヤも出資しているわけですから、撤退すればその出資した額を返還するか、それともどうなるかわからないんですが、そのイズミヤの出資している資本金、出資株ですね、これはどうする考えなのかお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） これはイズミヤさんが所有している株でございますので、今特に床についての今後ということでの交渉をしている段階です。その結果にもよるかとは思いますが、株自体をどうするかということは、結局はイズミヤさんの意思次第ということになりますので、そのときに適正に対処していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） この方針ですね、牛久市が50%以上の資本金を出すのかどうかという問題が今後の運営に大きな影響も与えてくるというふうに思います。牛久市が責任を持って、そしてまた議会での議決等を含めていくということであれば、私は当然、牛久市は今回のイズミヤ撤退の問題において、50%以上の資本を、株主となるべきだというふうに思うんですが、それにあわせて、昨日も質問の中でちょっと出ましたが、イズミヤが市と関係なく権利を売却する可能性があるんじゃないかというふうに私は考えたわけですが、これは、そのようなことは絶対になくすべきだと。市と第三セクター、そしてイズミヤが全て合意をして解決をするというのが基本だと思うわけでありませう。

例えば、不動産会社が利益を目的に買い取り、そして転売し、利ざやを稼ぐ、これはもう絶

対にあってはならないことです。議会の議決が必要とするためにも、これらの問題を含め増資をすべきだというふうに思いますが、再度お尋ねします。

○議長（市川圭一君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） 株の売買でございますけれども、都市開発株式会社、株は非公開でございます。その株の売買につきましては、取締役会のほうに報告するということになっておりまして、その際に取り締役会のほうで適切に判断していきたいと、いくことになると思います。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） この問題を営利目的のために転売されたら非常に困るんですよ。このようなことは絶対あってはならないです。ですから、その点を防ぐためにはどうするのかということを実況でどういうふうに考えているのかお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） 利根川議員おっしゃるように、転売によって都市開発株式会社あるいはエスカードビル自体が存続の危機に陥るようなことは絶対にあってはならないということと同感でございます。そのために増資ということでございますけれども、先ほど申しましたように、今それぞれ出資した利益、それであそこのビルに関して利益を持っていらっしゃる方が出資しているという形をとっておりますので、その均衡を破るということになります。その辺が果たしてどうなのかという点は、今後都市開発株式会社役員会、あるいは株主総会、そういったものを経て判断していくことになるのではないかと考えております。

そのおっしゃっている意味は十分理解できます。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 都市開発株式会社の定款ないし約款に、何らかのそういった条項があるのかどうかお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） 先ほどちょっと答弁中途半端だったんですけども、役員会のほうに報告が上がることになっているんですけども、その先については申しわけございません、今ちょっとその定款等手元に持ち合わせておりませんので、その結果、拒否できるのか、そういった内容定めている定款につきましては後ほどお答えしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 非常に利ざやを稼ぐために転売されたら困るのは牛久市だけではなく、市民も困るわけですよ。イズミヤのあのビルを不動産会社等に利ざやを稼ぐためにやら

れたなんてことは、もうとんでもないことであって、これは確実に取締役会の議事録が見られないということであれば、その株主である牛久市、社長の市長は当然その中で主張することができますので、そのことを確実に実行していただきたいというふうに思います。

それと、これまでの対処の問題ですが、オープン当初、1986年、経営困難とイズミヤ撤退についての対処問題について私は一般質問した経緯があります。そのときの答弁は、そのようなことがないようにしたいと、当時の大野正雄市長ですね、答弁をしていたんです。ところが、このような状況になってしまったと。これまでの市の対応について、先ほど同僚議員の中でもありましたが、これまでの市の対応は十分だったのか。十分でないからイズミヤが撤退するのではないかと思うんですが、これについてどのように考えるのかお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいま議員の御質問のとおり、議員が昭和61年第2回定例会でエスカードビルオープン前に質問した内容にありますように、再開発ビルの建設は地元権利者の大きな協力があつてこそ完成がなされたものであるというふうに認識はしております。また、当時から「再開発ビルの経営が困難に陥るという問題も想定し事前に検討しておくべき」といった御指摘もいただいております。

そういったところで、御質問のこれまでの市の対応についてということでございますが、全国的に大型商業施設の郊外への進出により、地方都市における駅前空洞化は深刻な状況にあります。現実的に平成25年にはイオンモールつくばが、ヨークベニマル牛久南店が、そして平成26年にはカスミフードスクエア刈谷店がオープンするなど、牛久市も例外ではないため、数年前より牛久駅の周辺環境は深刻な状況となっております。エスカードビルの活性化は、市の重要課題として捉えておりまして、これまでもさまざまな取り組みを実施してきたところでございます。

都市計画マスタープランにおきましても、中心市街地活性化として牛久駅周辺地区を位置づけ、具体的にはエスカードビルへのアクセス性を高めるため、国道6号の渋滞対策など、牛久駅西口の周辺整備を進めてまいりました。また、エスカードビルにおいては、エスカードホールのリニューアル、エスカードプラザの開設、そして駅前保育園の整備などをしております。また、牛久駅東口では、駅前広場の再整備等を実施したところでございます。

また、ハード面ばかりではなく、駅前を市民の交流やにぎわいの拠点として位置づけ、駅周辺の商店街や商工会等と連携をした事業として、「ブリアントヴィルうしく」、「どんどん祭り」、「ほろよい横丁」の開催、イズミヤへの支援策としてハートフルクーポン券の発行事業などを実施してきたところでございます。

今までさまざまな対策を講じてきましたが、今回、イズミヤが撤退を表明したということは、

非常に残念なことと思っております。

今後のまちづくりの検討に当たっては、これまでのまちづくりがどうであったかということ振り返りながら、生かしていかなければならないということも考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 2005年、平成17年第3回の定例会で私が駅西の活性化の問題について質問したところ、当時の池辺市長が駅西口の活性化は30年も前から議論されているが、何もなされてこなかったと。そして、それから約10年です。40年です。そんなにこの活性化がされなかったのかというふうに私は思わざるを得ないんですが、結局、最終的にはイズミヤ撤退という、活性化にはつながっていないということというふうに考えるわけです。

10年前からわかっていたことが、まあ、先ほど副市長が同僚議員に答弁したように、何らかの形でやってきたんですが、実際には効果がほとんど見られていないというふうに言わざるを得ないわけであります。

そんな中で、単にエスカードビルの床が埋まればよいという問題だけではないと思います。いかに人、牛久市民を駅やエスカードビルに呼べるかというのが重要であります。でなければ、現状とほとんど変わらないと思います。全国的な事例を見ても、駅前の整備をしたからといって、活性化したというのは数少ないと思います。例えば、その10年前の質問の中で、駅西北区画整理、そしてまたぶどう園踏切の拡幅によって活性化が進むと期待をしているという答弁をその当時しているんですよね。ところが全く活性化していません。

今回東口で大きなお金をかけて工事はしましたが、あれを持ったとしても牛久駅周辺は活性化するには到底考えられません。牛久駅エスカードビルを中心としたまちづくりの重要性、駅西地域の整備じゃなくて、牛久駅及びエスカードビルを中心としたまちづくりの重要性というものをごどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 牛久駅を中心としたまちづくりの重要性をどう考えるかということでございますが、牛久市では、ここ10年の間に、「都市計画マスタープランの改定」を初めとして、「牛久ワインヴィレッジ構想」や「グリーンロード構想」、そして「牛久駅西側地域整備基本計画」などを策定し、駅周辺の活性化について検討してまいりました。しかしながら、利根川議員御指摘のとおり、このたびイズミヤが撤退することとなったことは、これまでの計画や構想が現実的にはうまく展開できなかった反省があるものと認識をしております。

これからは、財政事情も厳しくなり、人口の急激な減少と高齢化の背景の中、医療・福祉・商業施設や住居等がまとまって立地し、子供から高齢者までが容易に集えるよう、公共交通に

よりアクセスできる都市構造の強化が必要であり、より一層知恵を絞り、創意工夫をもってまちづくりを進めていくことが求められております。

現在策定中の「牛久市立地適正化計画」は、集約型のコンパクトなまちづくりを目指す計画であり、市の持続的発展には中心市街地である駅周辺のにぎわいを取り戻すことが必要不可欠となっております。

今後の駅周辺におけるまちづくりの検討に当たりましては、今回のイズミヤの撤退という、このような事態を真摯に受けとめ、この教訓を今後に活かしていくことが重要であると考えております。御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 先ほども、私の平成17年、約10年前の一般質問に牛久駅西口の活性化の問題について漫画チックな質問をしていますけれど、ぜひこれも一読していただいて、笑い種になるかもわからないんですが、ぜひそのような考え方もあるというところをお酌み取りいただきたいと。そのときも、主張したのが地域公共交通の充実を提案をしている。10年前からもう牛久駅周辺、まあイズミヤを含めた活性化のためには公共交通の充実・再編をするべきだという提案をしておりました。その当時の質問の中で、ちょっとずれますが、鈴鹿市、これは2000年からコミュニティバスが運行されました。牛久市はその2年後なんですが、鈴鹿市の人口が約20万、ちょっと牛久と規模は違うんですが、1年目から16万人の人が利用しているんです。そして、27年度、昨年、何と32万人の人たちが利用しているんです。約、10年ちょっとで倍ですね。20万の人口の中で32万の人たちが利用するということ。牛久市では、現状のままでは到底考えられないです。こういったことも参考にしながら、ぜひなぜこう10年たっても倍化するような地域公共交通が利用されているのかということも検討していただいて、そして牛久駅西口、エスカードビル含めてですね、活性化のためにぜひとも検討努力していただきたいと思います。

それと、国交省のほうから出向されておられる方がおられるので、ちょっとその点について。全国的に大型店の撤退、そしてまた地域の活性化や地域の公共交通の充実として、国交省の考え方、そしてまた補助金等について何らかの牛久市にとってプラスになるようなことがあるかどうか。もしあれば御答弁をお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） ただいまの国交省でのそういった公共交通に対するものですか、補助事業に関するものというお話ですが、済みません、まだちょっとそういうところの情報を集めていないので、今わかっておりません。申しわけございません。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） ぜひ、その点のところはよろしくお願ひしたいと。6月の定例会でも言いましたけれど、国、国交省は、地域公共交通の充実のためには、ある程度先進的などころにはどんどん予算を投入するという方向も見えているようでありますので、ぜひその辺のところはお願ひしたいと。それで、牛久駅エスカードビルの活性化のために、どのように利用できるのか十分検討していただきたいと。

続きまして、狹隘道路の拡幅と計画性の問題についてであります。

危険な通学路整備、拡幅は、焦眉の課題であると思います。それは、担当課や教育委員会は十分把握していると思います。一つ例に挙げますと、ふれあい道路が2車線から1車線になり、向台小学校手前から道路拡幅が農免道路までなされております。その結果、遠山地区を通り龍ヶ崎に抜ける交通量がふえ、すれ違いができないほど大変危険な状況になっております。通学路、このような状況は担当課が全て十分把握していると思いますが、これまでの経過と今後の方針についてお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 危険な通学路の拡幅についての御質問にお答えいたします。

向台小学校から龍ヶ崎方面への市道53号線につきましては、交通量も多く、幅員が狭い上、排水施設もない状況にあります。また、通学路にも指定されており、整備の必要性は十分認識しているところでございます。

これまでも、地元説明会を開催いたしました但、幅員や歩道の有無などの整備手法につきまして、住民の方々の間で意見が集約できずに現在に至っている状況でございます。

道路拡幅整備を実施する際には、道路排水などの受け皿となる流末排水路の整備が必要不可欠でございます。市道53号線沿線を含む南部地域の流末排水路は遠山川でございます。その遠山川は、現在、大雨時には河川からの溢水により一部道路冠水等の被害が発生しているため、当該道路整備によるこれ以上の雨水流出はさらなる被害の拡大が予測されるため、まず道路整備に先立ち、遠山川の整備を進めているところでございます。

遠山川の整備の進捗状況につきましては、JR常磐線横断部の改修工事が既に完了し、また、国道6号の横断部につきましても、国道6号バイパスの整備にあわせて改修工事を行えるよう、国土交通省常総国道事務所と協議を実施しているところでございます。

また、JR常磐線東側の調整池整備や河川改修を順次進めるとともに、隣接する龍ヶ崎市の排水も関連することから、事業を円滑に進捗できるよう協議を継続してまいります。

今後、遠山川を重点的に整備し、流末排水路を確保した上で、地元行政区と調整を行い、計画的に道路整備を実施してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 通学路を含む数多くある整備しなければならない箇所について、これは道路整備の実施計画、これを策定し、実施すべきではないかということが質問の1点であります。

計画をしない、いつまでに実現するかというような計画がなければ、地元が同意できなければずっと放っておかれると。現在も、今の状況で質問しなければ、今後5年、10年先、計画されるかどうか分からないという問題もありますので、これらの緊急性のある道路整備実施計画を策定していくべきではないかと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 道路整備の実施計画についてお答えいたします。

道路整備の実施計画につきましては、これまで、地元の要望や政策的な整備路線など、道路整備が必要な路線ごとに5カ年の概算の事業費を算出し、事業計画を作成しております。

事業計画に位置づけ、実際に予算化するまでの優先順位等の考え方でございますけれども、まず第一が通学路などの安全の確保でございます。次に、冠水被害箇所などの危険箇所の改善。それから、生活道路や狭隘道路の拡幅整備など、現地を確認した上で、事業計画を作成してまいります。

しかしながら、先ほども御答弁させていただきましたが、市道53号線のように事業の必要性は十分認識しているものの、流末排水路の確保ができていないなど、現場の諸条件などにより事業化できない路線が多数存在するのも事実でございます。

また、事業を実施する上で必要な財源の確保も大きな要因となっております。現在、市が行っております道路事業の大半は国からの交付金を得て事業を行っております。国の制度等の改変に大きく左右され、その対応に苦慮しているところです。

今後の道路整備につきましても、引き続き現地の状況を把握し、必要な道路整備を計画的に進めてまいります。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 排水の問題ですが、今から3年ほど前になりますかね、あの地域に前市長の関係する不動産会社が所有していた土地に特別養護老人ホームを建設するというような話を裏のほうで聞いておりました。それに伴って、あそこはやはり排水がないので、当時の担当課長が龍ヶ崎の担当課長のところに行って、雨水排水を流していいのかという許可を受けに行ったら、いいですよという答弁もしているんですね。ですから、排水は再度、龍ヶ崎のほうと検討できるんじゃないかと思うんですが、その点について。

それと、今回の決算で、繰越明許になっている道路がありますね。奥野地域、願名寺の周辺とか、奥野生涯学習センターの先ですね、その地域の住民要求いろいろありますけれど、これ

をはかりにかけたらどっちが重たいですか。遠山のところは車もすれ違いができないんですよ。通学路になっているんです。雨が降ると50センチも水が発生するんです。それであそこから通っている子供たちはお母さんやお父さん方、まあおじいちゃんも含めてですよ、学校まで送っていつているんです。そうしなければならぬほどの危険な道路です。市長も県南水道に行かれるときにこの道路を通るんじゃないかと思うんですが、これも市長は十分知っていると思うんです。だから、優先順位って云々って言いますけれど、これほど危険なところがあるという問題について、排水の問題についても、当時の課長に話を聞きながら、再度龍ヶ崎との交渉もあっていいんじゃないかと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 53号線につきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、道路も狭く、カントリーラインまでは道路が整備されておりますので、なおのこと非常に危険な状況であるということについては認識しております。それは先ほども答弁させていただきました。今まで、行政区さんのほうと協議とかお話し合いをさせていただきましたけれども、実はことしの春、夏、地域の方たちと話し合いの中でも、ここの地域については話し合いの中に出ております。ですから、なお、一番最初に行政区の方たちと話し合いを持って、今後の進め方については前向きに捉えておるという内容でございます。

もう一つ、龍ヶ崎市との排水なんですけれども、3年ぐらい前にできた老人ホームですよ、それは多分汚水の管の共有のことですよ。その当時の詳細の話し合いにつきましては、申しわけございません、今確認しておりませんので、その内容については確認させていただきます。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 今回の道路の問題については、私どもが聞いている限りでは行政区長もぜひという、そういう要望を出しているようでありますし、ほとんどの方が同意をされているということ。ただ、一部の人たちがなかなかその用地提供については同意を得られないというような行政区の課題もあるようですが、ぜひそれらを含め、粘り強く市の優先課題として取り組んでほしいと思います。

実は、その中で、まち交の予算がなくなって、なかなかできないというような話も聞いているんですが、これのかわる国交省の考え方、このまち交がなくなったことによって、道路整備等がなかなか困難になっている、後回しになっているというようなことも聞きますので、その点について、この国からの補助金がなくなった問題について、そしてそれにかわるものはあるかどうかについてお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 以前、道路整備等につきましては、まちづくり交付金等いろ

いろ利用させていただきました。トンネル事故ですとか、災害の事故ですとか、そういうことがありましたからというふうに聞いておりますが、新設よりも改修等のところで補助金が配置されやすくなっているということで、まち交がなくなったわけではなくて、まち交の条件が厳しくなり、新設工事にはそぐわなくなったというふうな内容として、県及び国のほうから指導を受けております。それにおきましても、我々担当課といたしましては、それにかわる財源といたしまして、鋭意探している状況でございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） ぜひ、国からの補助金というものを計画をすることによって、十分国との交渉というのもできると思いますので、その点ではよろしくお願いします。

続きまして、最後の総合計画、基本計画、実施計画についてお尋ねをします。

総合計画は2011年の地方自治法改正によって議会の議決を経て基本構想の策定を行うことが可能ということになりました。総合計画の法的根拠はなくなったわけですが、総合計画は地方自治体の全ての計画の基本となります。長期展望を持つ計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれてもおります。総合計画で基本構想は、施策や事業における基本概念、基本計画は基本構想において策定した自治体の将来目的や基本的施策を実現するために必要な手段、施策を体系的に明らかにするものであります。実施計画は、基本計画の施策に基づいて、事業内容や実施時期を明らかにして行財政運営の指針とするものであります。これが地方自治法の定める行財政運営の基本であります。

ところが、前池辺市政12年間は、総合計画は策定したものの、これに従わず、実施計画のないまま思いつきの市政運営をしてきたと言わざるを得ません。例えば、小坂城址公園や、田宮西近隣公園、投資的、行政的効果がよくわからないハートフルクーポン券、ほとんど人や車の通らない道路の拡幅、計画のない土地買収など、挙げれば切りがありません。そのような市政運営に対し、私たち会派は、地方自治法、地方財政法に基づいた市政を運営すべきとして、前市長に対し問責決議案を提出してきました。このような場当たりの市政運営を改めるべきであります。総合計画に基づいた基本構想、基本計画、実施計画を立てるべきと考えますが、市長の考え方をお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、総合計画、基本計画、実施計画についてお答えいたします。

現在実行中の総合計画は、「牛久市第3次総合計画」であり、平成23年度から32年度までの10年間の市の最上位計画となっております。実施計画は、「牛久市総合計画進行管理規則」による総合計画が計画的に進行するよう策定し、3カ年の計画期間で毎年ローリングをか

けて見直すことになっております。

後期基本計画策定に当たりましては、毎年秘書課で行っている市民満足度調査や、平成28年2月に策定した牛久市人口ビジョン、牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略の諸データを反映させ、各課で実施中の事業計画などとの整合性を持たせ計画を策定してまいります。さらに、実施計画策定に当たりましては、当初予算の編成時にあわせて行う予定となっております。施策運営と財政運営を兼ね備えた実施計画を策定し、より計画的な施策管理に努めてまいります。

先ほどもまち交の交付金がないという、少なくなっている話を伺ったところでございますが、ことし初めて私も財務省のほうに行きまして、10年間の財務省とあわせて文科省なんですが、10年間の学校の老朽化に対する資金手当てとか、そういう話をしまして、毎年計画的にこれからの事業に関する手当てなどを盛り込んだ書類を各部署、そしてまた内閣府にもいろんな意見を頂戴できる部分がございますので、そういう国とのこれからの折衝を深めて、これからの計画に当たりたいと思います。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 当然実施計画を立てて、毎年検証していくという方向ですね、これこそが地方自治体の行財政運営の基本であります。ぜひその点については期待をするところではありますが、この実施計画を作成するに当たって、これまでの市政運営はどうであったのかという総括を私はすべきではないかと思えます。今後の市政運営での大きな教訓になると思えます。例えば、小坂城跡の問題ですね、イズミヤ撤退の問題、前の市長も40年前から活性化しなければならないと言っていたのが、何もされてこなかったというような問題も含め、そしてまた住民要求の強いところを後回しにして、人が通るか通らないかわからない、車が1日何台通るかかわからないようなところを道路の拡幅をこれまでやってきたと。それらも含めて検証をし、そして総括をすべきだと思います。

何が優先的に行わなければならないのかということでもあります。実施計画をするに当たって、総括をすべきと思いますが、その点についてどうなのかお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も就任1年でございます。先ほど、前半も言ったと思えますけど、私が1年間まず各部署に、まず検証してください。検証した課題はどうだったのか、これからどうすべきかということ課題をまとめて、それを今度私たちの予算のほうに反映しますので、間もなくそれが上がります。それをもとにしてこれからの予算編成、また今までの総括としましても、私も1年足らずでございますが、そのいずれに対しても、我々いろいろ思いがありまずから、いろんなことに対しても、いい点もございます。私はここはこうしたいほうがいいとい

うでございます。私は私でそれを総括しながら、それを部下に、これからどういうことが検証されるのか、出すべきことなのか、しっかり指示を与えてやっていきたいと思ひます。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） イズミヤの撤退問題、そして狭隘道路の拡幅、実施計画、まあ計画性の問題、そして総合計画、これらの問題についてしっかりと対応していただくよう、最後にお願ひをしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で利根川英雄君の一般質問は終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

午後3時33分散会